

第2期真狩村子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

真狩村

第1章 計画策定の背景及び趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 真狩村の現状	3
1 少子化の現状と背景	3
2 子育てについての状況	5
3 就労についての状況	9
4 就学前の子どもがいる世帯についての状況	12
5 小学生の子どもがいる世帯についての状況	18
6 子育て全般についての状況	20
7 第1期計画の実施状況	28
第3章 計画の基本理念及び施策の推進	34
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本方針	35
3 基本方針における施策の推進	39
第4章 事業計画	54
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	54
2 量の見込みと確保方策	56
3 教育・保育事業の推進	70
第5章 計画の推進体制	71
1 計画の推進	71
2 計画の進行管理	71
資料編 アンケート調査結果	72

第1章 計画策定の背景及び趣旨

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行による労働力人口の減少や社会保障負担の増加などの影響が深刻になりつつあります。国の合計特殊出生率は、過去最低である平成17年の1.26から平成29年の1.43へと上昇しているものの依然として低い水準にあります。その要因として、未婚・晩婚、共働き世帯の増加及び核家族化などによる子育てに対する負担感や不安感などが指摘されています。

国では少子化対策として、平成6年の「エンゼルプラン」、平成11年の「新エンゼルプラン」など重点的に推進すべき具体的実施計画を定めましたが、出生率低下の歯止めにはなりません。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に子ども・子育て関連3法が制定されました。新制度では、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することを目指しています。また、平成28年にニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、希望出生率1.8の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、妊娠・出産・育児に関する不安の解消、多様な保育サービスの充実などの対策に取り組むこととされています。さらに、令和元年には子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、同年10月から幼児教育・保育の無償化により経済的な負担軽減を図るなど子育て世帯を社会全体で支える取り組みが進められています。

真狩村では、平成17年度より次世代育成支援対策推進法に基づく「真狩村次世代育成支援地域行動計画（前期：17～21年度、後期：22～26年度）」を策定しました。平成27年には「真狩村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。国の動向、社会環境の変化、真狩村の子どもや子育ての現状、第1期計画の進捗状況等を勘案し、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに推進するため、「第2期真狩村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本村のまちづくりの総合的な指針である「真狩村総合計画」や「真狩村地域福祉計画」、「真狩村障害者計画」、「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」などの計画との調和と整合性を図りながら、すべての子ども子育て世帯を対象として教育・保育、子育て支援の施策を実施するため策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、子ども・子育て支援事業の進捗状況等に乖離がある場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【参考】

子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われなければならない。

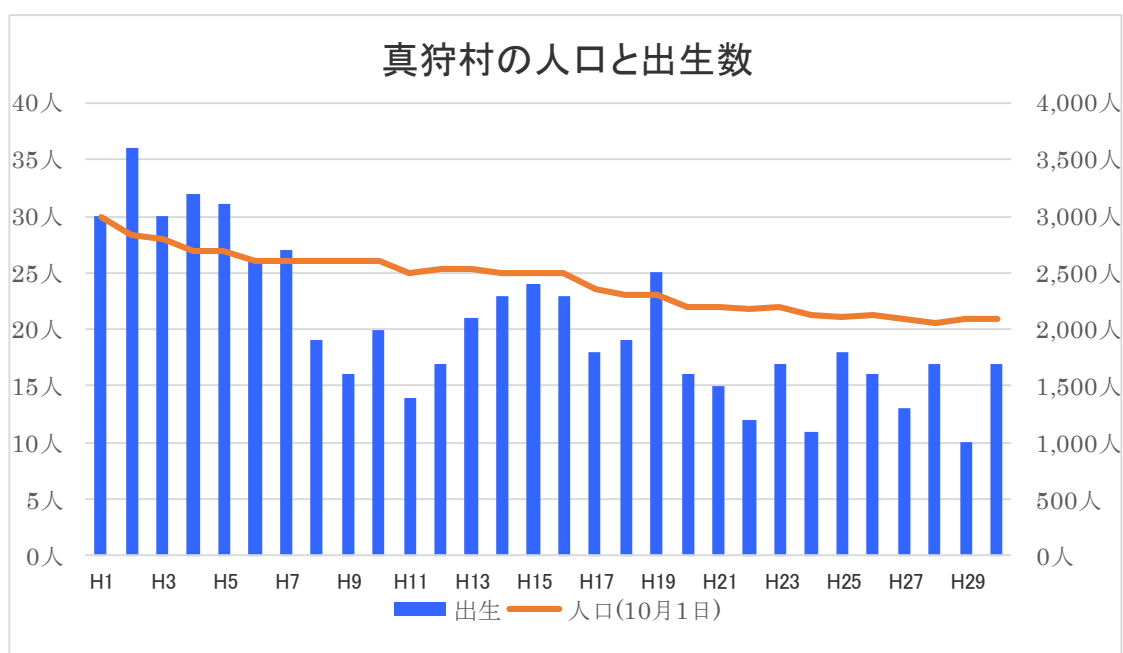
第2章 真狩村の現状

1 少子化の現状と背景

(1) 出生に関すること

わが国は第2次ベビーブーム（昭和46年～49年頃）以降、少子化が進行しています。要因としては、従来から晩婚化・未婚化及び晩産化が指摘されています。

真狩村での出生数は、昭和47年の61人を最高に低下し、平成28年から平成30年までの3年平均では15人となっており、ピーク時に比べ70%以上減少しています。



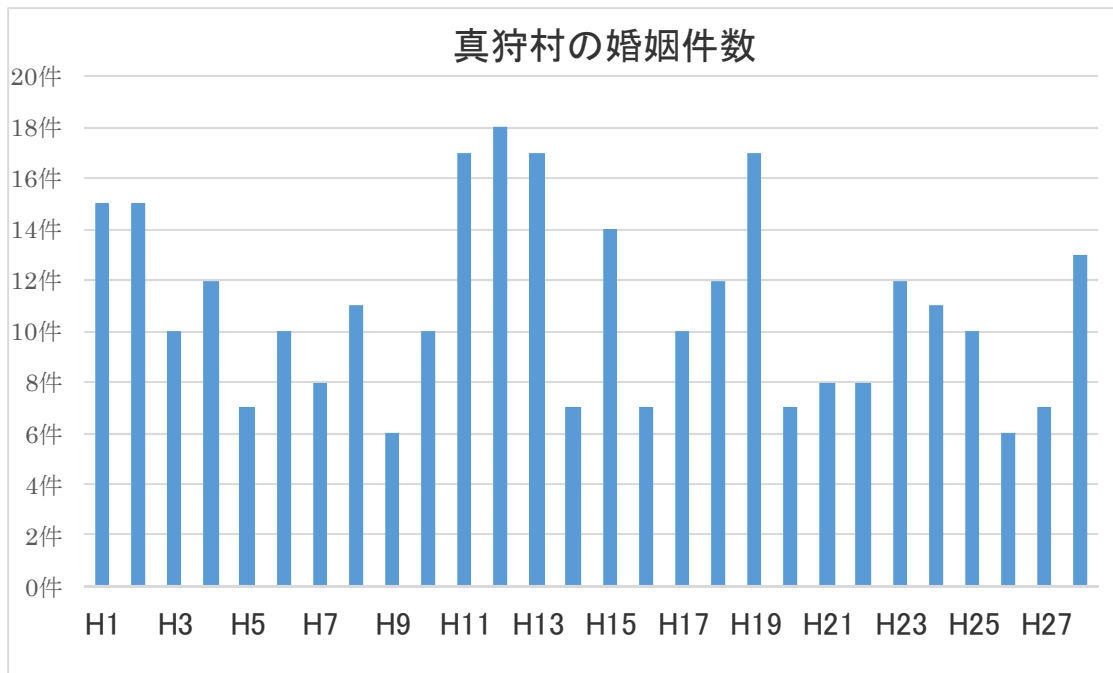
資料：人口動態総覧（「北海道保健統計年報」）

平成29年・30年の人口は住民基本台帳(1月1日)

(2) 婚姻に関すること

若年層の多くは結婚を望んでおり、2人以上の子どもを希望しているといわれていますが、未婚・晩婚が増えている理由として「独身の自由さ気楽さを失いたくない」、「経済的に余裕がない」、「結婚の必要性を感じない」などが上位となっており、結婚や夫婦の価値観には家族の連帯感より個人主義・自由意識が表れているといわれています。

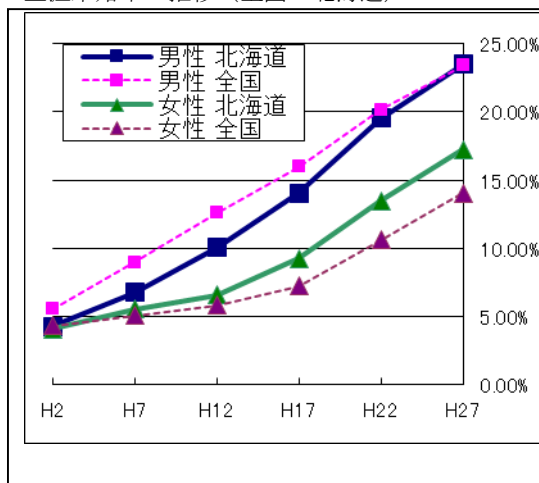
真狩村の婚姻数は、平成以降では平成12年の18件を最高として全体的に減少しています。婚姻率（人口千人当）は昭和51年には9.4%（婚姻数30件）ありましたが、平成26年から平成28年までの3年平均では、婚姻率（人口千人当）は4.1%（婚姻数9件）に低下しています。



資料：人口動態総覧（「北海道保健統計年報」）

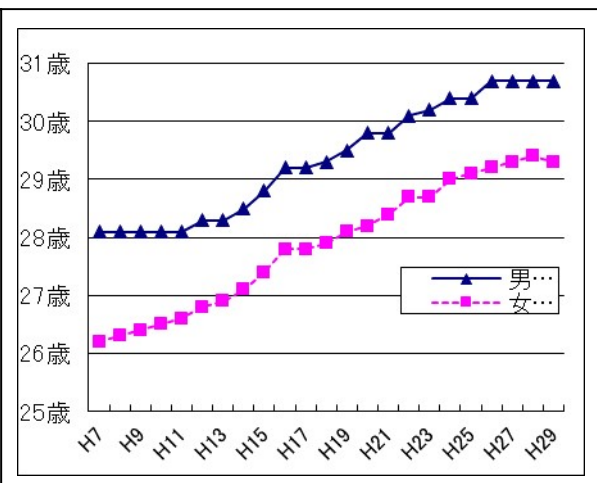
また、全国・北海道の生涯未婚率※は上昇を続けており、これにより平均初婚年齢も年々上昇を続け、未婚・晩婚化が深刻な社会問題となっていることがわかります。

生涯未婚率の推移（全国・北海道）



資料：国立社会保障・人口問題研究所

平均初婚年齢の推移（北海道：男性・女性）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※生涯未婚率は、50歳の時点で一度も結婚をしたことのない人の割合

2 子育てについての状況

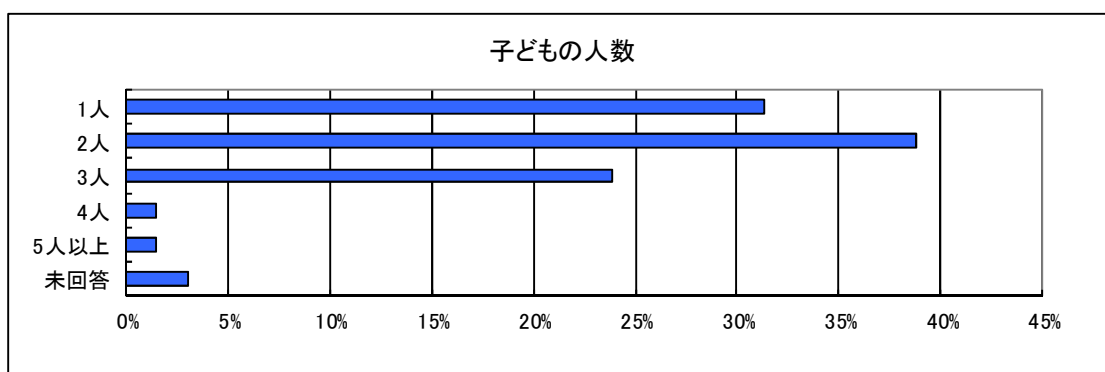
(1) アンケート調査について

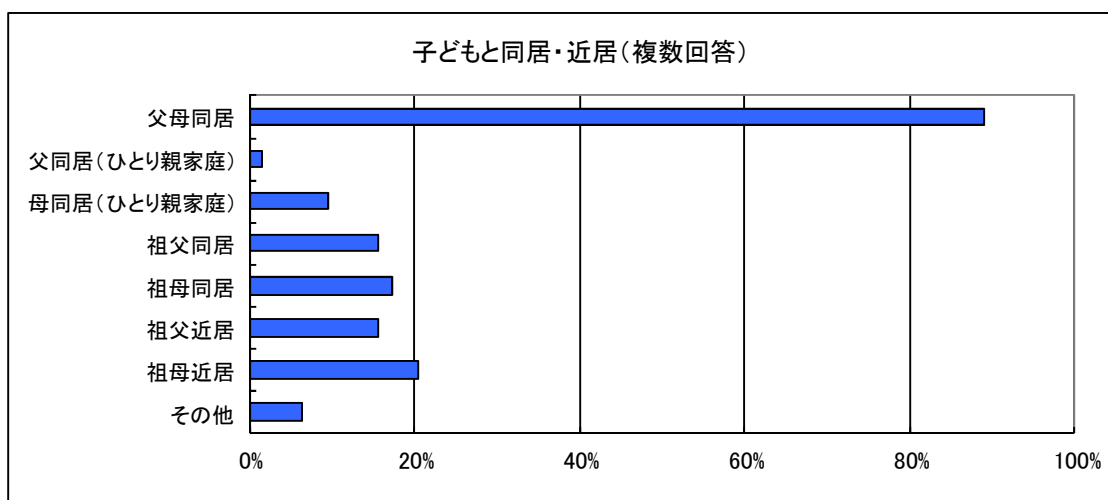
教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望の調査を行い、本計画策定の基礎資料とすることを目的に「第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

調査地域	全村
調査対象	村内在住の小学生以下の児童がいる保護者（124人）
調査方法	配達等により対象保護者に送付 アンケート回収箱（役場など5か所）に投函
調査期間	令和元年5月29日～令和元年6月28日
回答	67人
回収率	54.0%

(2) 世帯に関すること

真狩村の子どもを持つ世帯では2人が一番多く、複数の子どもをもつ世帯は全体の7割近くとなっています。父母とともに生活している子どもが多く、また、祖父又は祖母が同居もしくは近居している子どもが40%近くとなっています。





資料：真狩村子ども・子育て支援アンケート（以下同様）

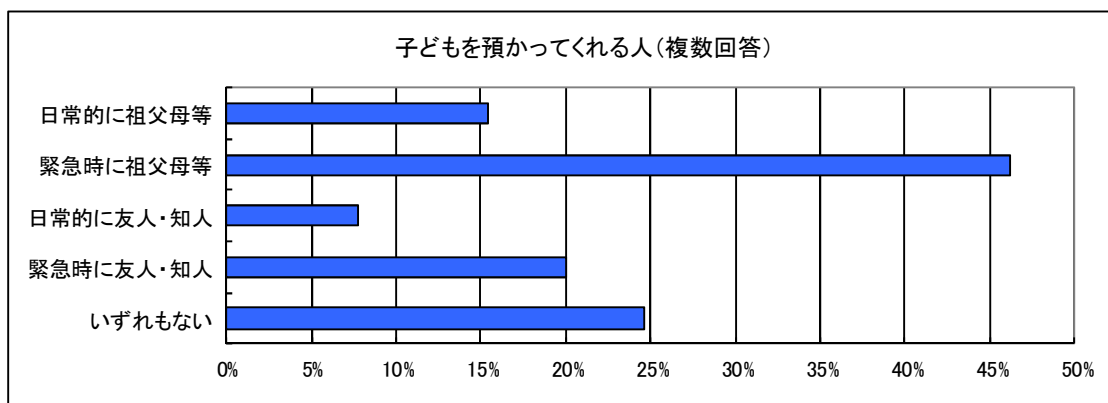
（続柄は子どもから見た場合）

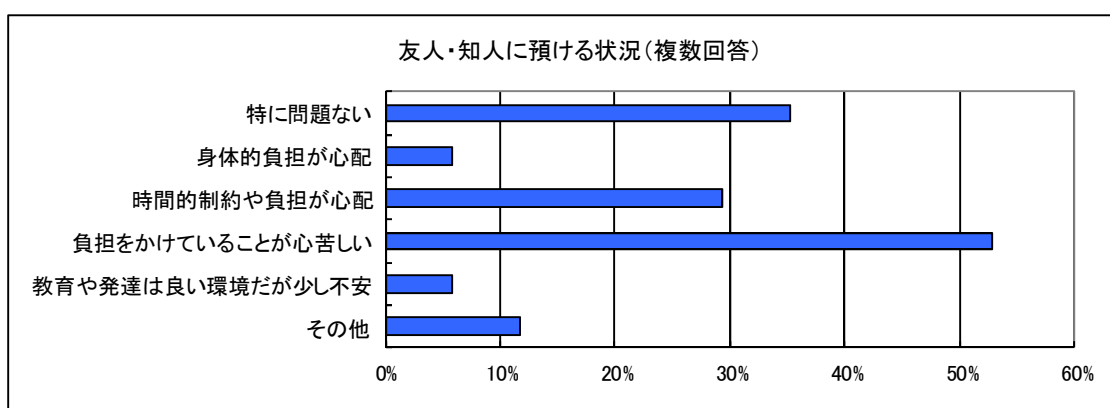
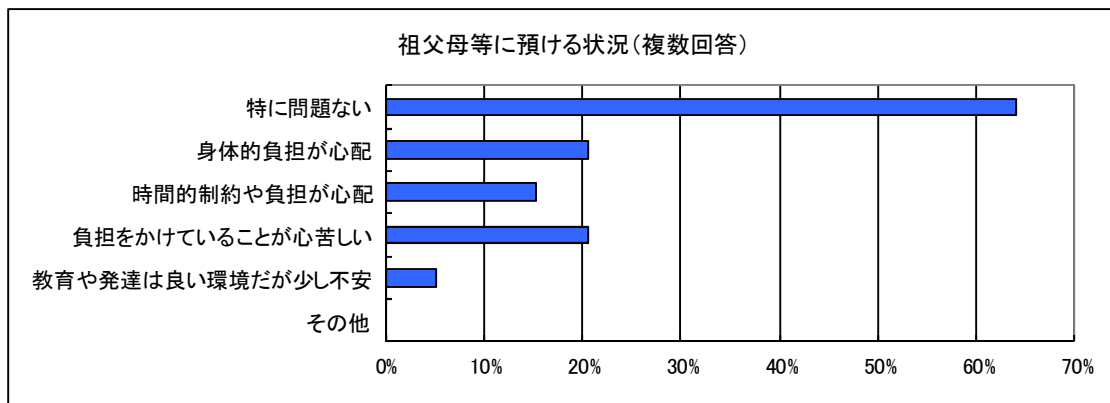
(3)子どもの預け先に関すること

同居もしくは近居が多い祖父母や親族に子どもの預けることができる世帯は緊急時でも半数以下であり、日常的に預ける場合では約15%と低くなっています。

また、友人・知人となると緊急時では20%、日常的では10%以下となる一方、4人に1人が預かってもらえる人がいないとなっています。

子どもを預けることが出来た場合でも、祖父母等では3人に1人、友人・知人では3人に2人が相手に対して負担をかけていることを心配しています。

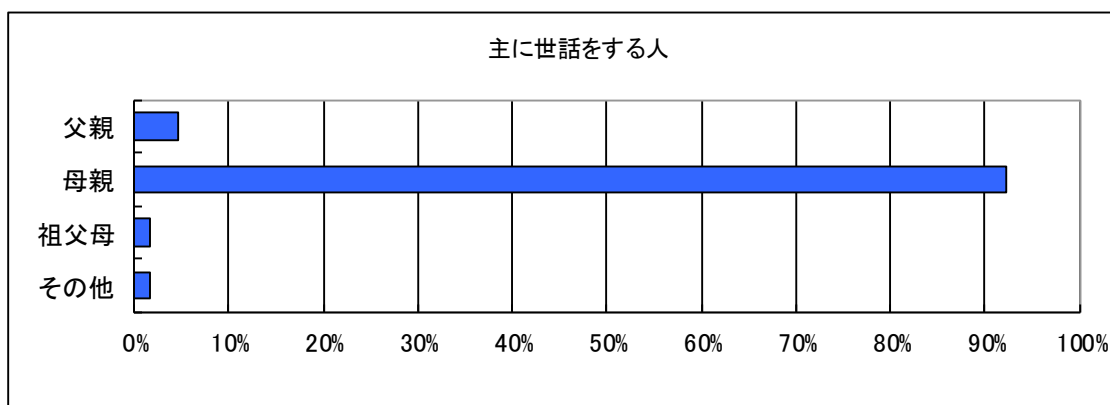




(4) 育児相談に関すること

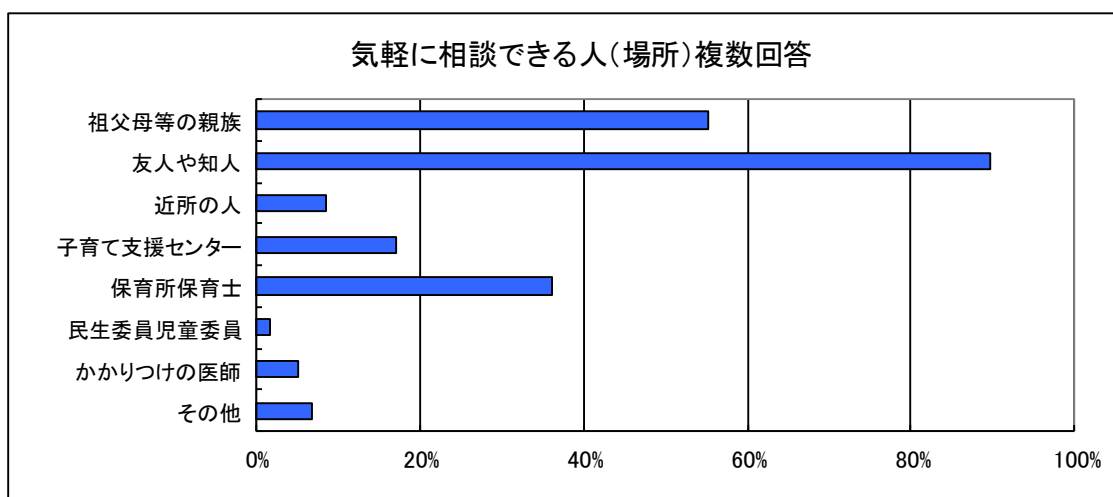
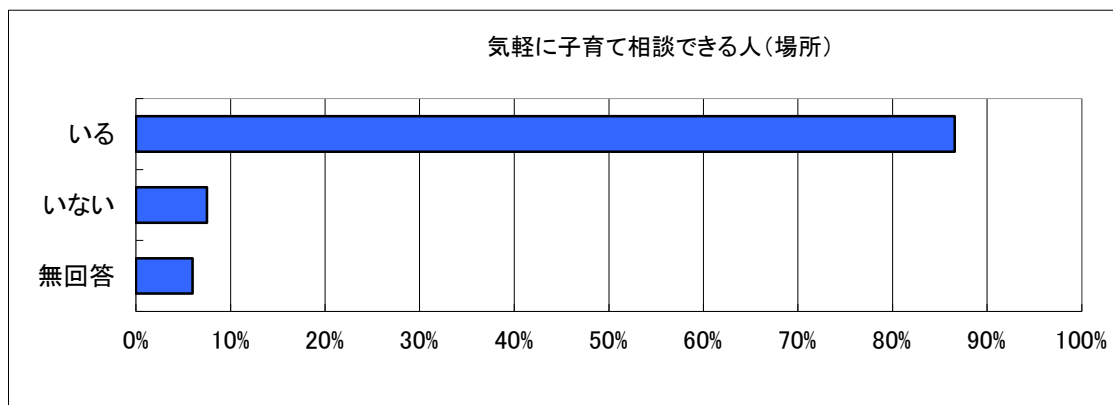
① 子どもの世話をする人

家庭内で主に子どもの世話をする人は、大多数が母親となっています。



②子育ての相談相手

子育ての相談については、約90%の人が気軽にできる人(場所)がいると答えています。その相談先は、友人や知人が一番多く、次に祖父母等の親族など身近な方に相談していることが多いといえます。一方、相談する親近者が少ない保護者が子どもの発育・成長に関することを相談する場合は、保育士や子育て支援センターの職員を相手にすることがあり、内容に応じて関係機関に相談しているように思われます。

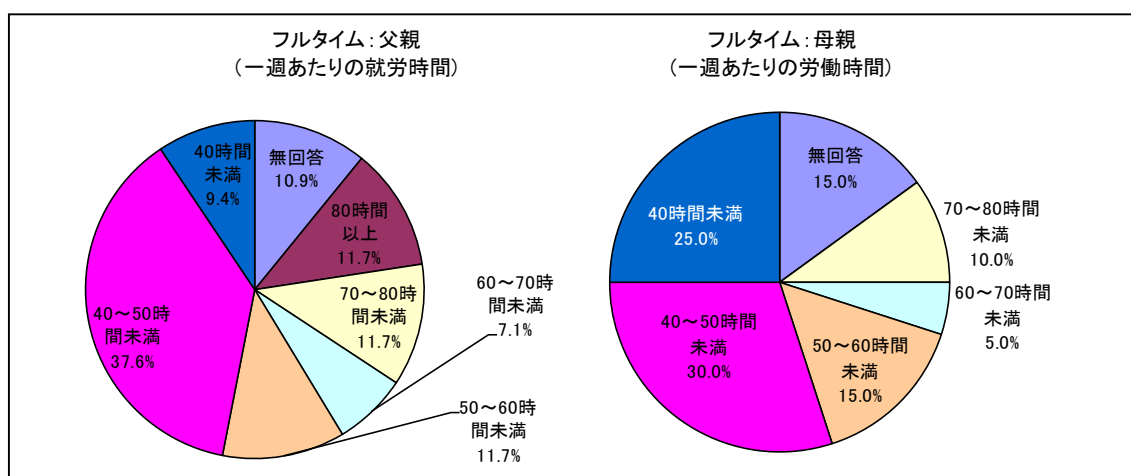
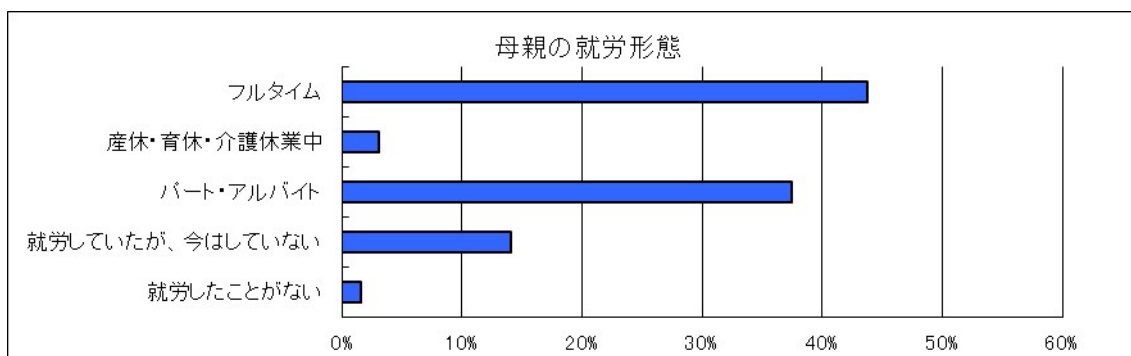
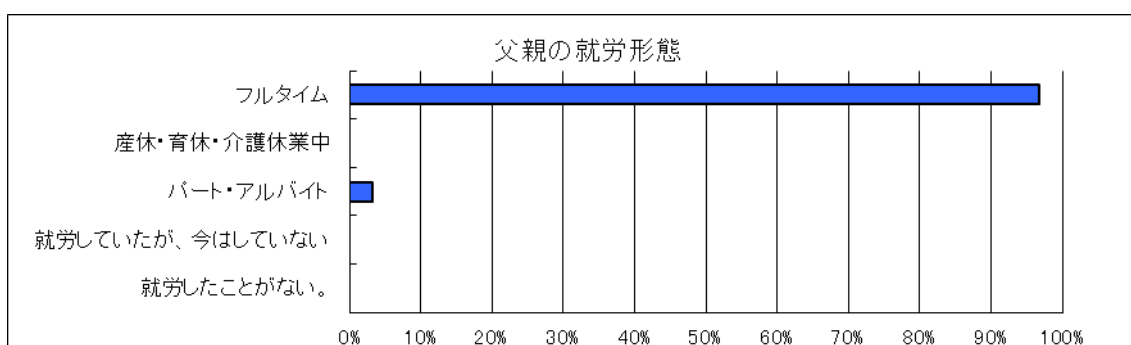


3 就労についての状況

①就労の形態

父親の就労形態は圧倒的にフルタイムが多く、母親はフルタイムと育児等の休業中を合わせると半数近くの方がフルタイムで働いています。このほかパート・アルバイトでも4割近くを占めており、前述のとおり子どもの世話をする母親が圧倒的に多い中、約85%の方が就労していることになります。

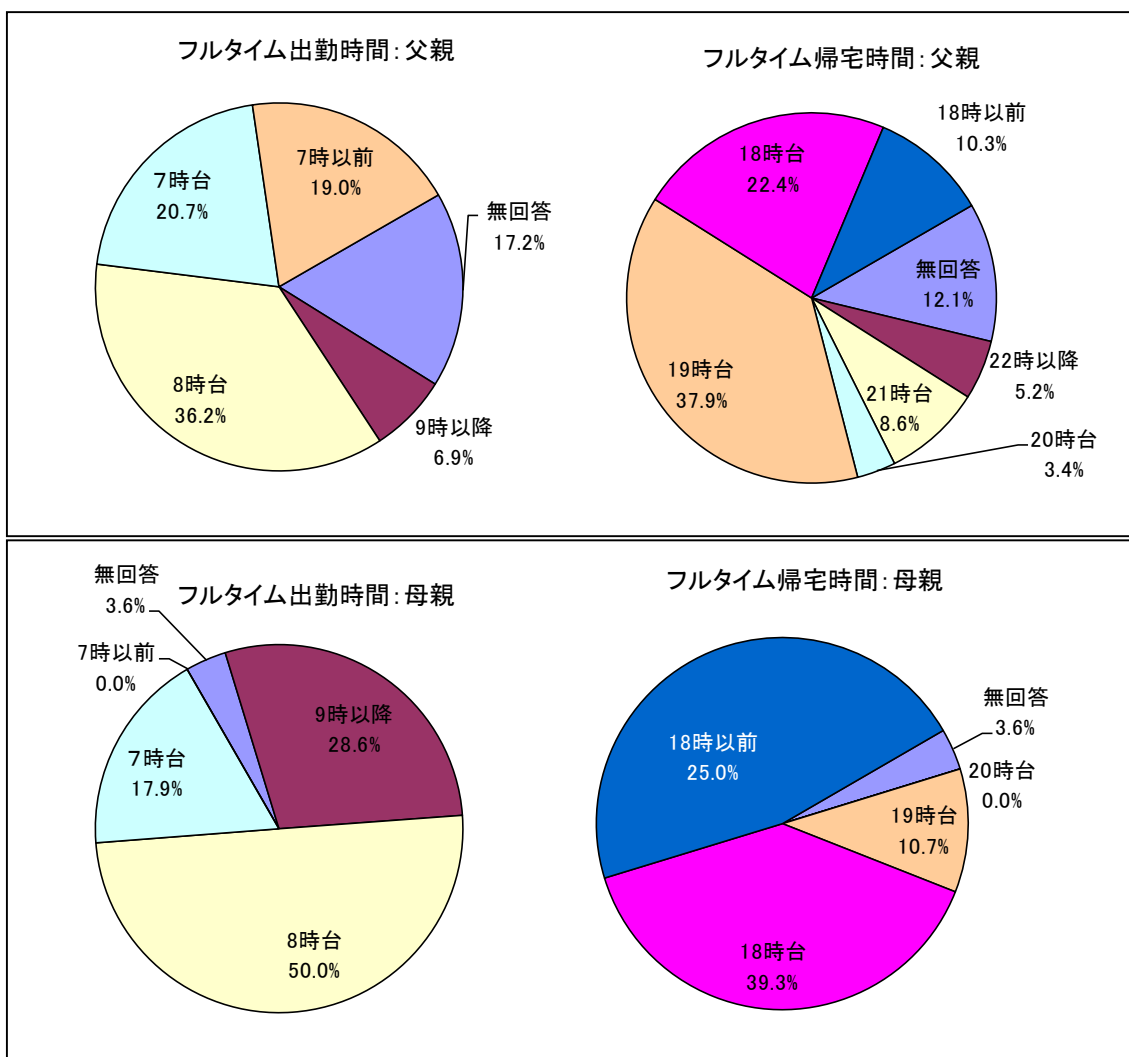
また、フルタイムで働く父母の労働時間の多くは週40時間以上であり、土曜日、日曜日の出勤なども含め、勤務時間も不規則な形態になっていることも予想されます。



②就労の時間

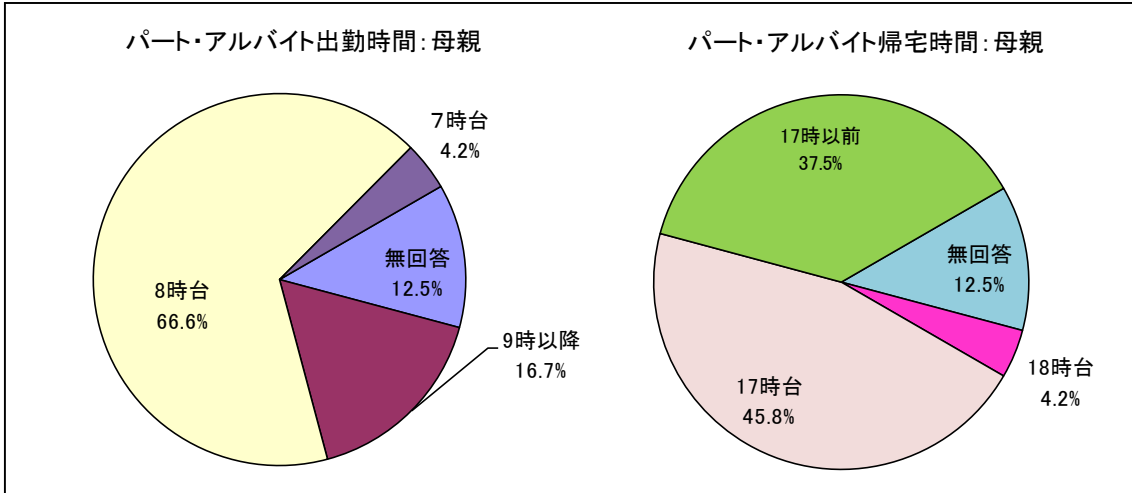
【フルタイム】

9割以上がフルタイムで働く父親の出勤時間は、農業就労が多いこともあり7時前から始まり9時までの間にほぼ就労を開始します。帰宅時間は18時以降が多くなり、日中はほぼ就労しているといえます。母親は8時以降の就労が多く、帰宅時間は18時台までが全体の60%以上を占め、一般的な8時間就労が多いと思われます。しかし、母親でも業種などにより7時前に出勤となる場合や19時以降に帰宅する場合もあり、多様化する就労時間についての子育て支援も必要であると思われます。



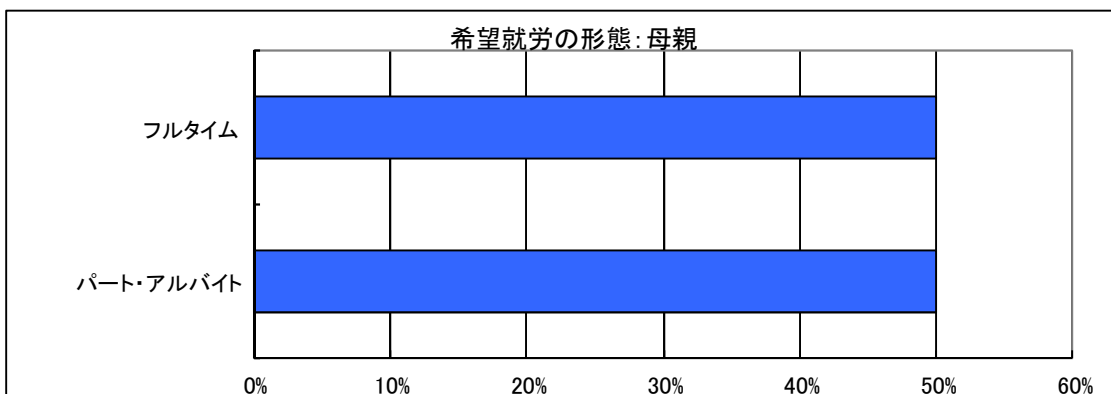
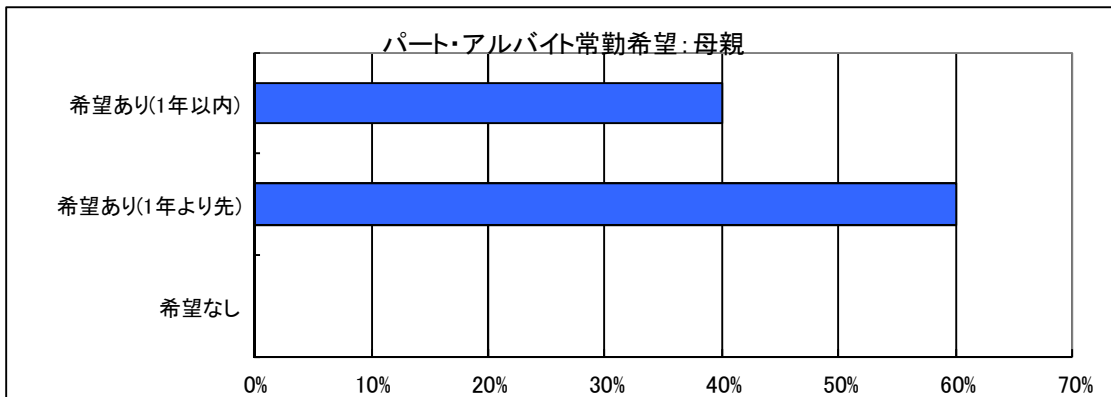
【パート・アルバイト】

パート・アルバイトには多様な勤務形態があると思われませんが、出勤時間は8時台から9時台に集中しています。また、帰宅時間では17時以前の短時間と思われる就労は約40%ですが、17時台から18時台の長時間と思われる就労も半数を占めています。本村の場合は、常態的な短時間パートより期間雇用、季節雇用などの就労形態が考えられます。



③就労の希望

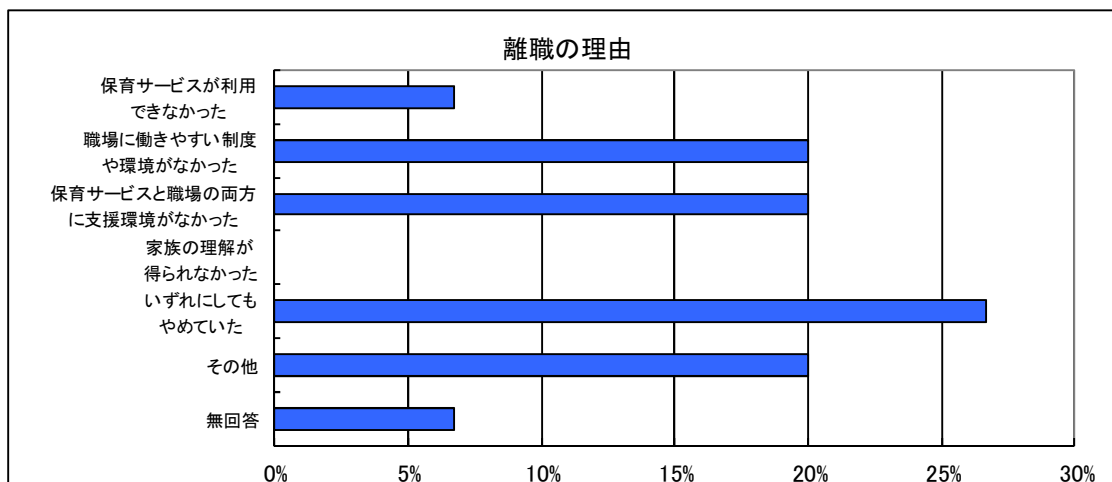
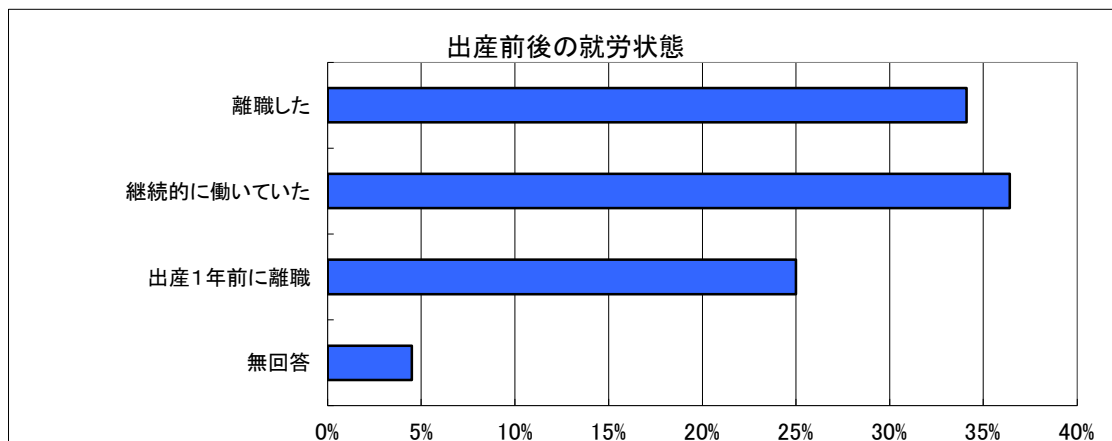
現在就労していない母親では全員が就労を希望し、就労の形態についてはフルタイムとパートタイムがそれぞれ半数になっています。また、就労を希望する時期（子どもの年齢）は3歳未満と13歳（中学生）になっています。



4 就学前の子どもがいる世帯についての状況

①出産前後の就労

出産前後1年以内に就労していた人は約40%となっていますが、同じくらいの割合の人は離職しています。その理由として、いずれにしてもやめていた人は約25%いますが、保育サービスや職場の環境が整って入れば40%以上の人は就労を希望しています。

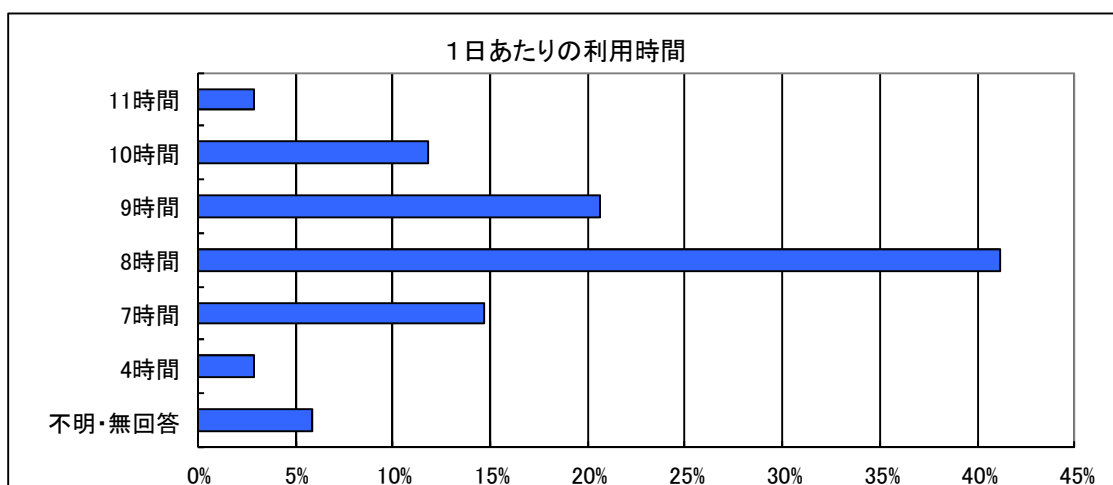
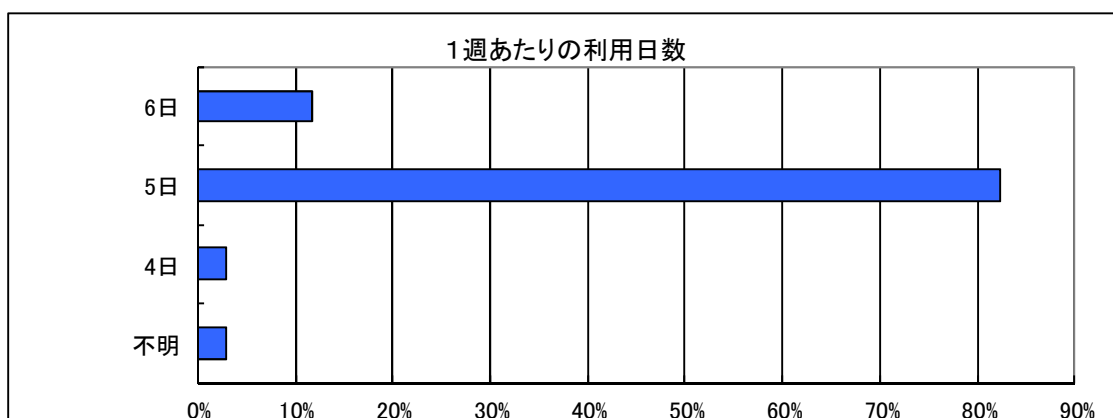
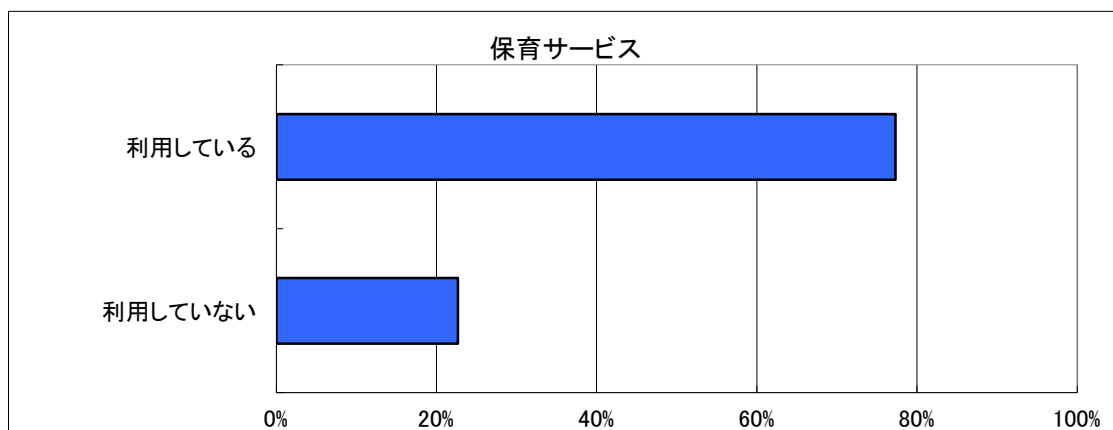


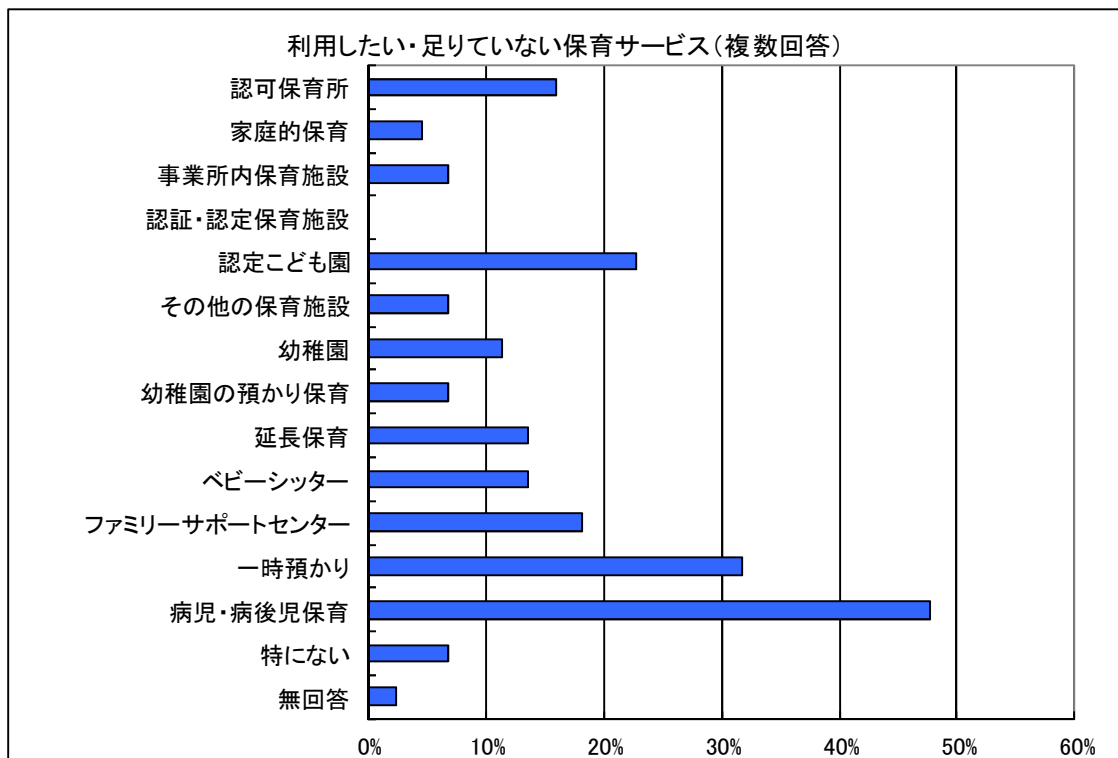
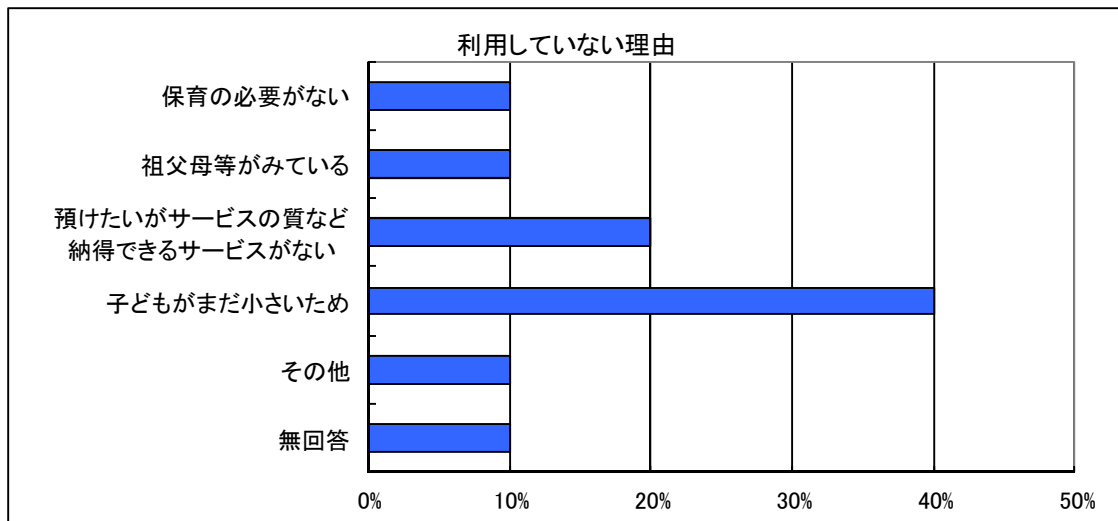
②保育サービスの利用

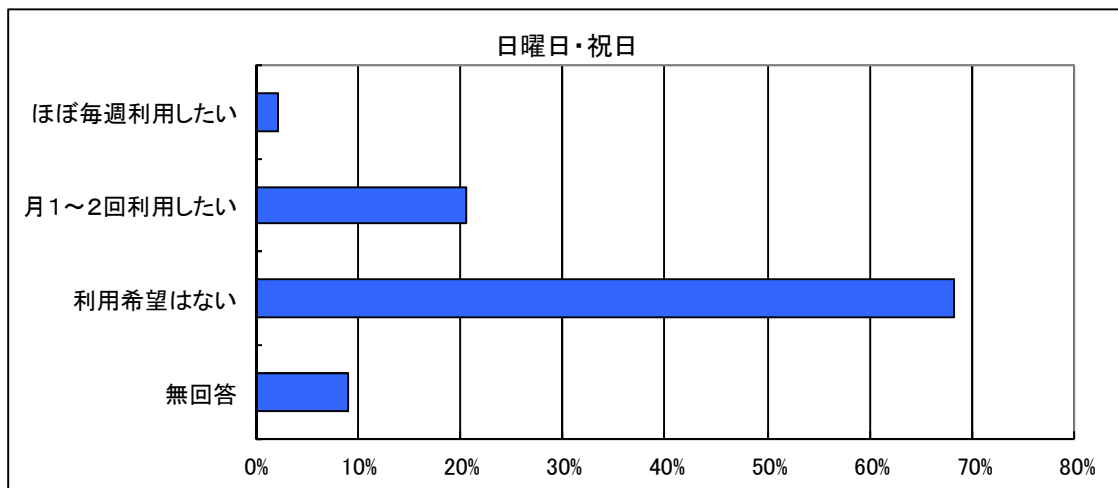
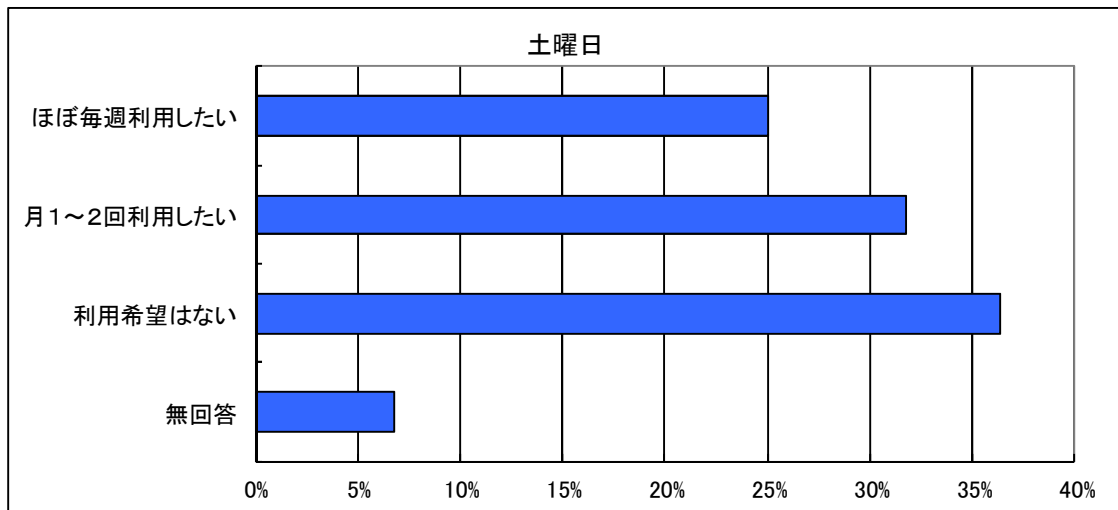
約80%の人が保育サービスを利用し、ほとんどの人が村内の保育所を利用しています。保育サービスの利用日数は週5日が80%以上、1日あたり8時間が40%以上の利用が一番多くなっています。利用している理由は、大多数の人が就労しているとなっています。利用していない理由は子どもがまだ小さいためが一番多くなっています。

また、今は利用していないができれば利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービスは、病児・病後児保育が一番多く、次に一時預かりとなるなど多様なニーズがあることがうかがえます。

土曜日は半数以上の人が週1回以上の利用希望があり、毎週希望する人は25%になっています。日曜日・祝日は、約70%の人は希望がないものの約20%の人は週1回以上の利用を希望しています。また、利用したい時間帯は土曜日、日曜日・祝日ともに8時から17時までが大多数となっています。

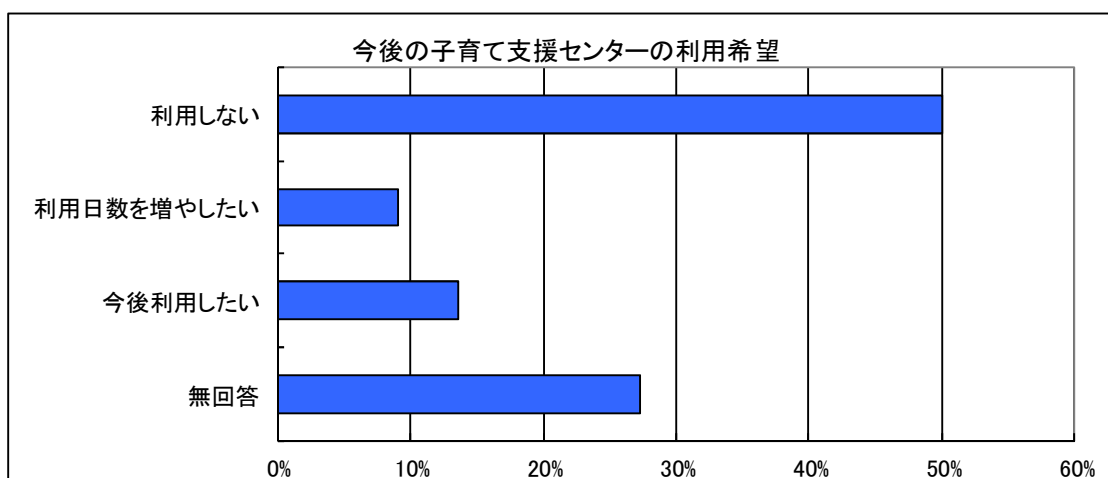
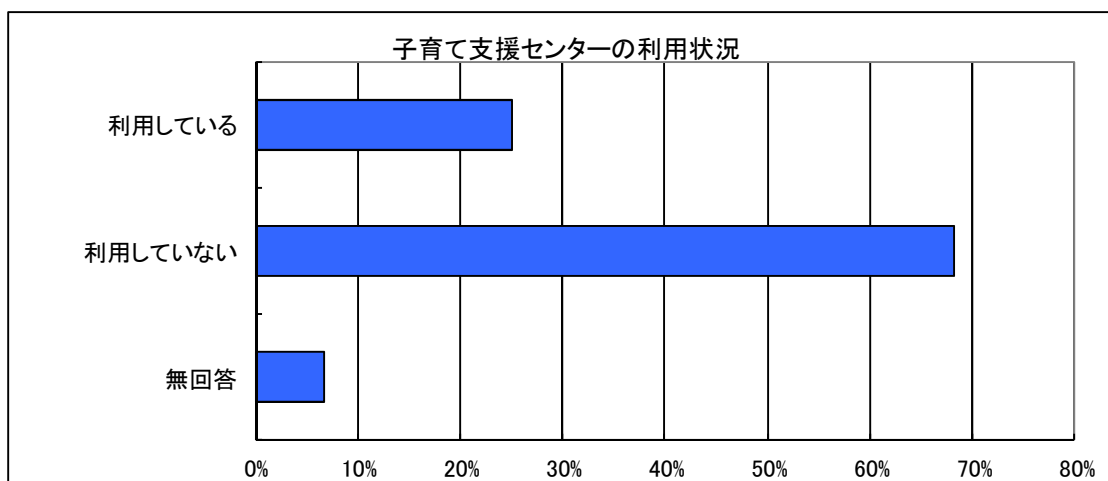






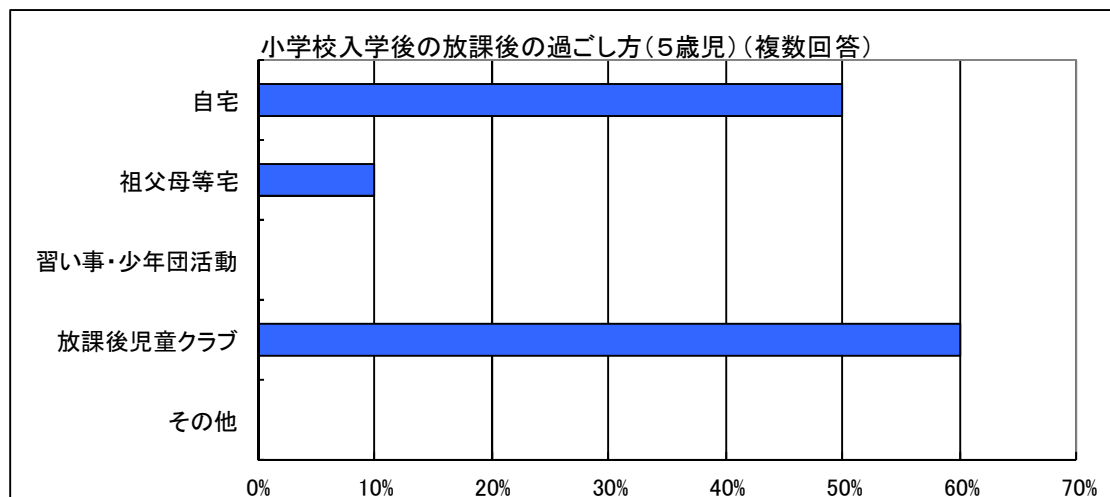
③子育て支援センターの利用

現在25%の人が子育て支援センターを利用し、利用回数は週1回、または月1～2回の利用が多くなっています。また、今後の利用については20%以上の人が利用する、または利用日数を増やしたいと回答し、週1～2回、または月1～2回の利用を希望しています。



④小学校入学後の放課後の過ごし方

令和2年4月に小学校に入学する子どもの放課後の過ごし方は、放課後児童クラブを利用すると自宅で過ごすが多くなっています。



5 小学生の子どもがいる世帯についての状況

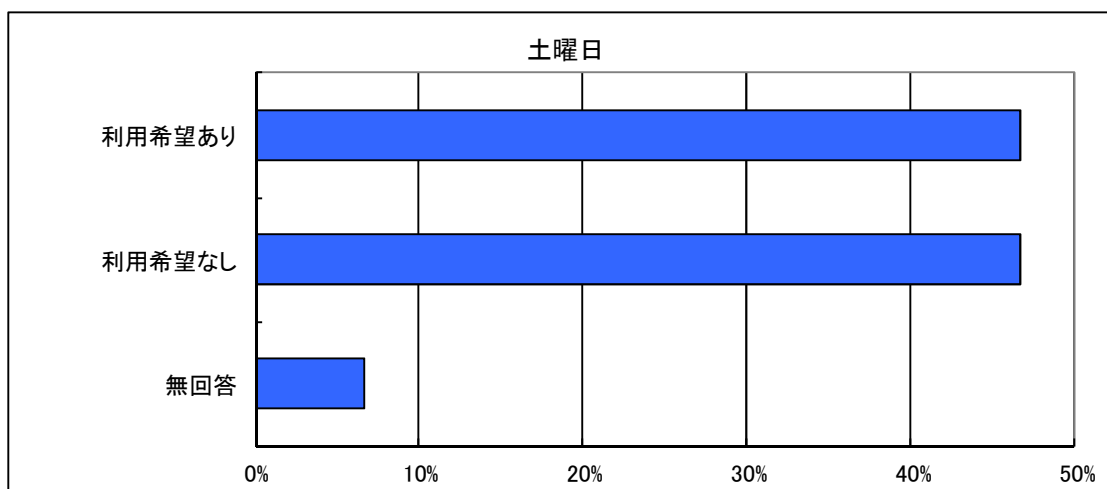
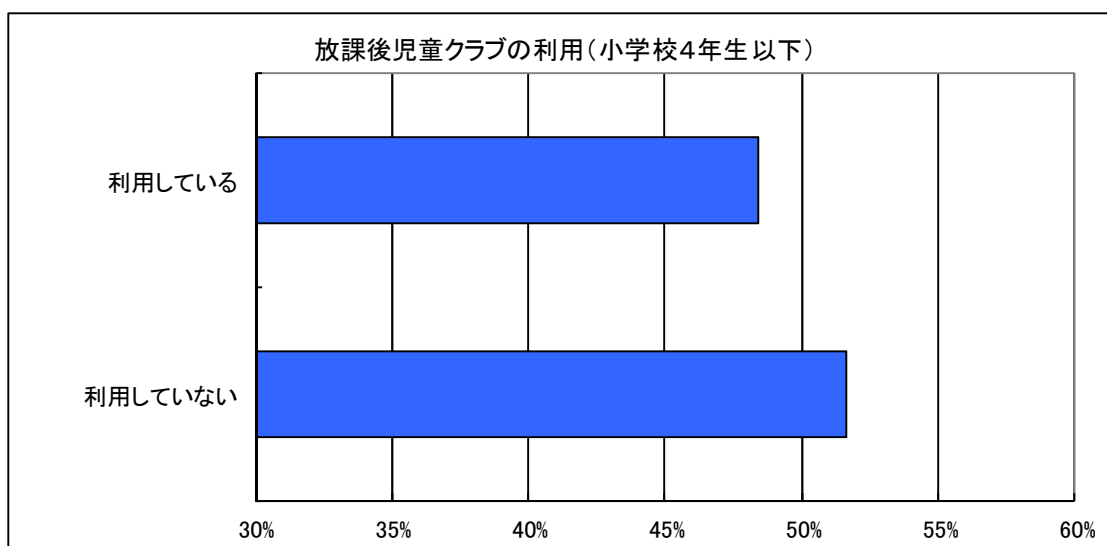
①放課後児童クラブの利用

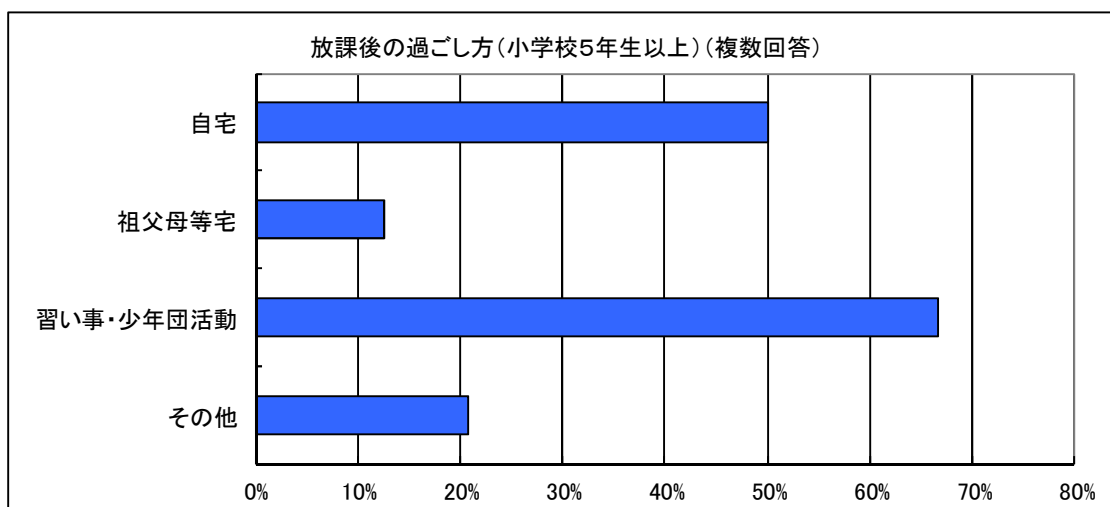
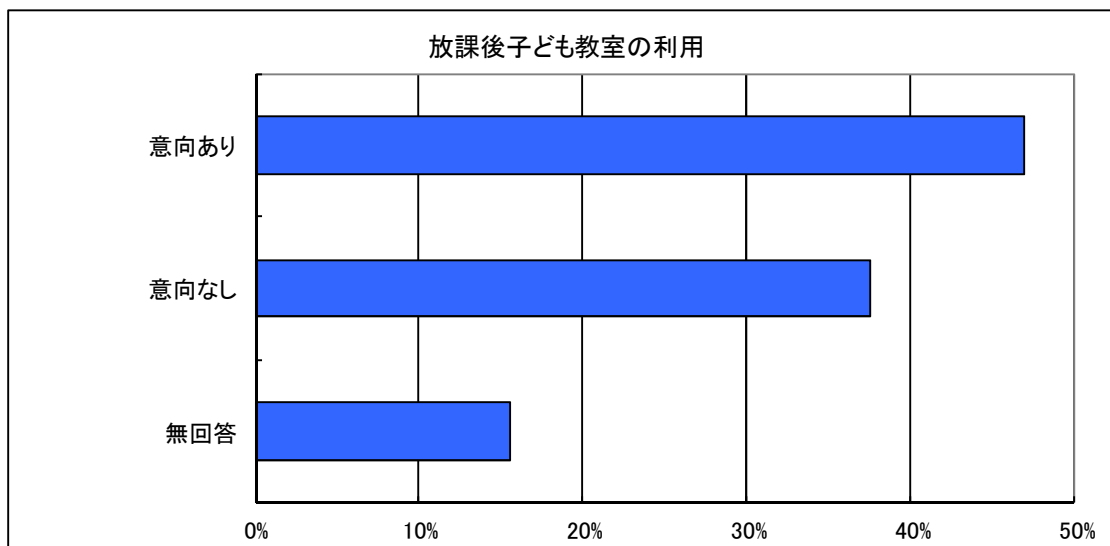
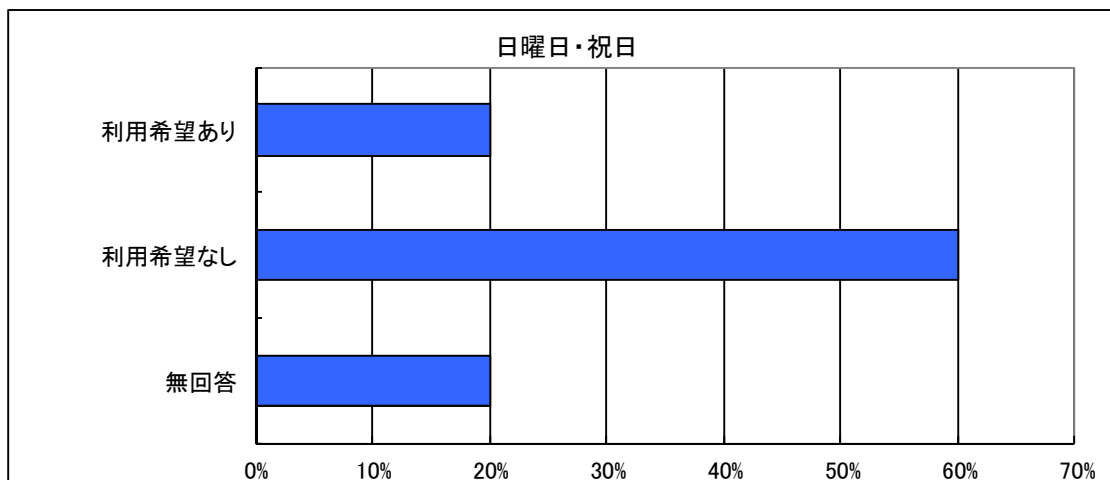
小学校4年生以下ではおよそ半数の人が放課後児童クラブを利用しています。また、土曜日はおよそ半数の人、日曜日・祝日は20%の人が月1回以上の利用を希望しています。

現在利用していない人では、習い事・少年団活動をしているためが半数以上となっていて、今後も利用しない人が大多数となっています。

放課後子ども教室については、半数近くの人が利用の意向があります。

小学校5年生以上の放課後の過ごし方は習い事・少年団活動が約70%で一番多く、自宅が半数となっています。また、約10%の人が5年生以上で放課後児童クラブを利用したいと回答しています。

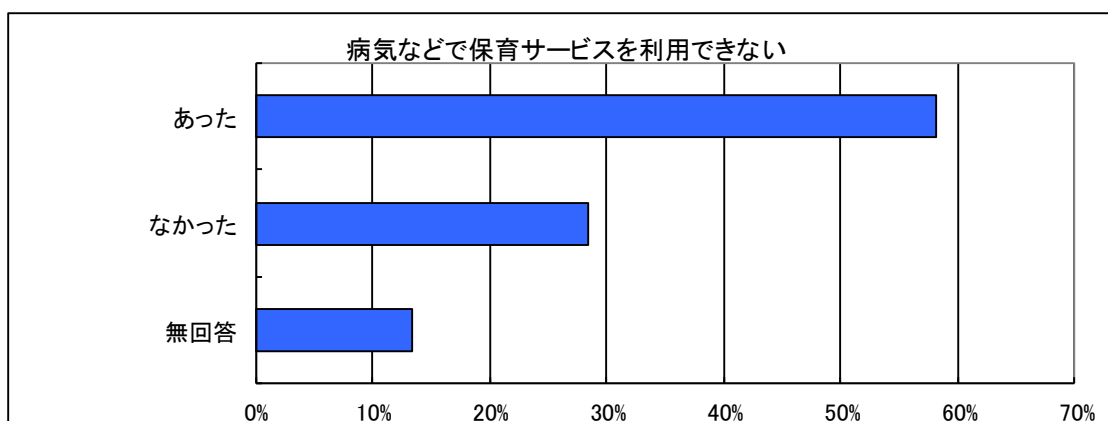




6 子育て全般についての状況

①病児・病後児保育

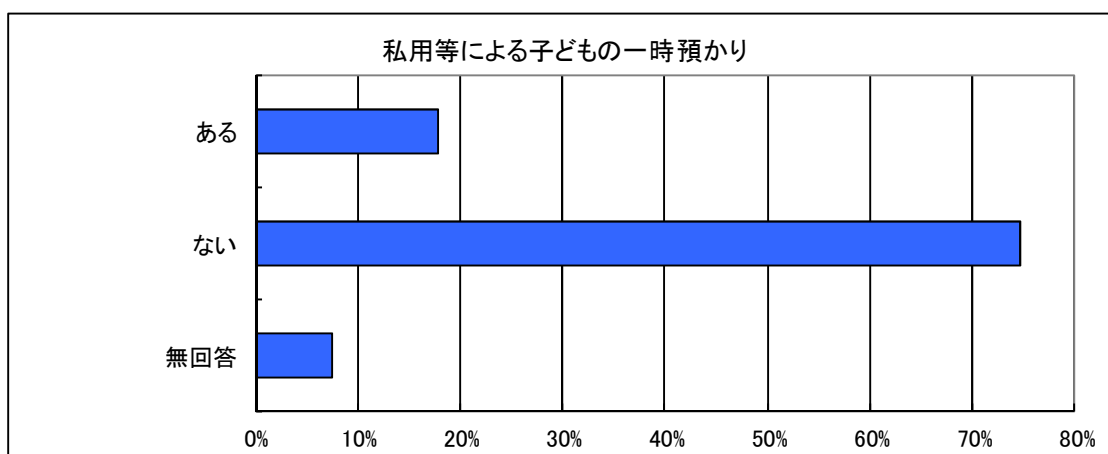
子どもの病気などにより通常利用している保育サービスが利用できなかったことがあったと回答した人は約60%でした。このうち約80%の人は父母が仕事を休むか親族等に預けています。また、保育サービスが利用できなかったことがあったと回答した人のうち半数の人が施設等に預けたいと回答し、年間1人あたり平均7日利用したいと回答がありました。

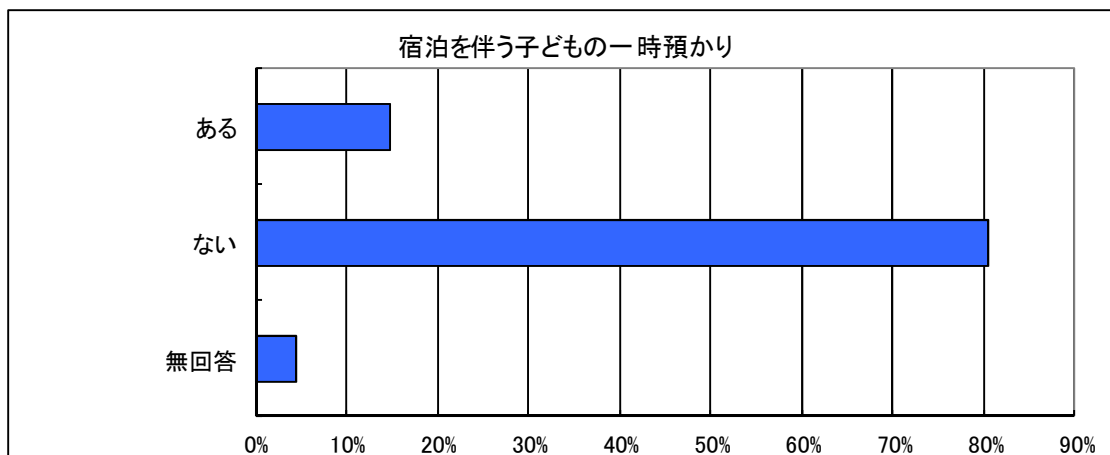


②一時預かり

私用等により家族以外の人に一時的に預けたことがある人は約20%であり、年間1人あたり平均6日預けていました。また、今後利用したいと回答した人の平均利用希望日数は2日でした。

宿泊を伴う一時預かりでは家族以外の人に一時的に預けたことがある人は約15%であり、年間1人あたり平均5日預けていました。



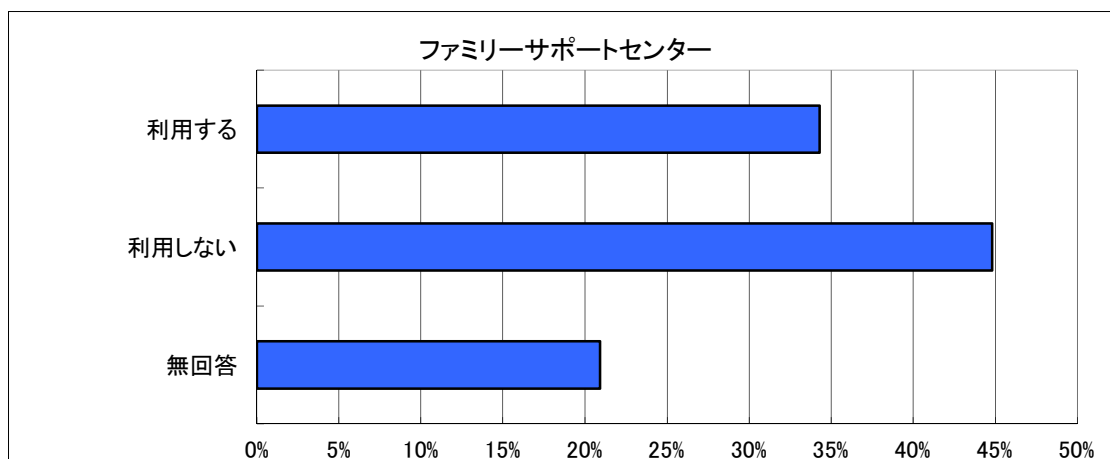


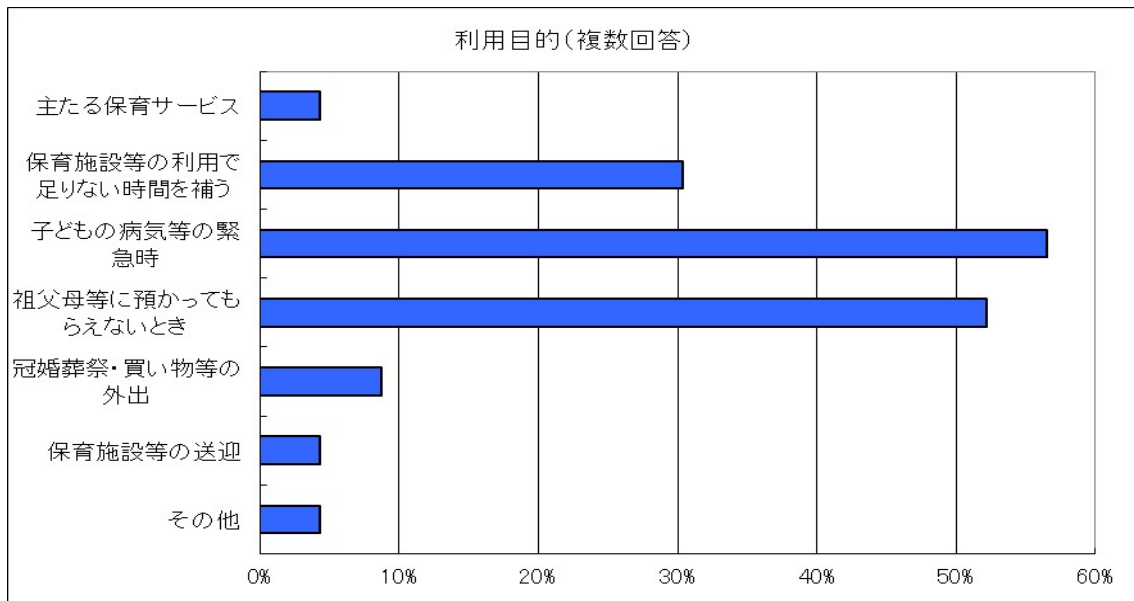
③ベビーシッター

ベビーシッターを利用していると回答した人は1人でした。

④ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターがあれば利用すると回答した人は約30%であり、利用目的は子どもの病気等の緊急時と祖父母等に預かってもらえないときが半数を超えています。利用頻度は月1～2回が多く、1回あたりの利用時間は2～10時間となっています。

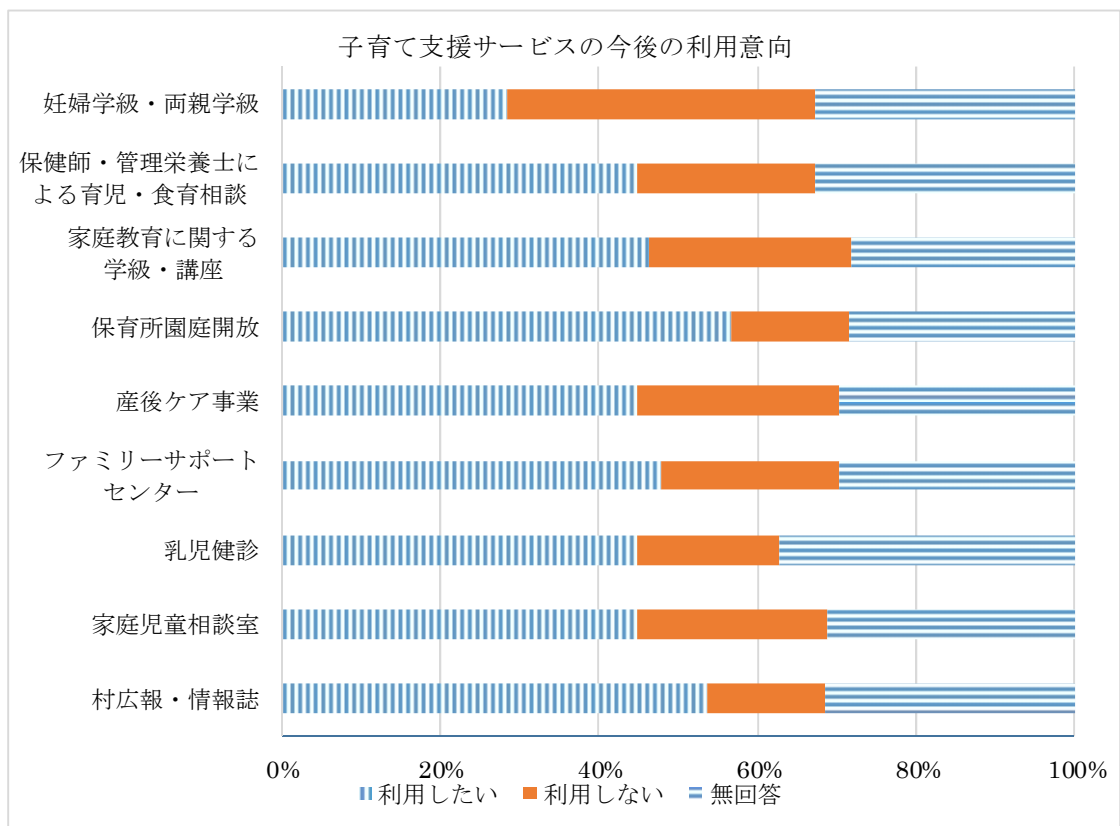
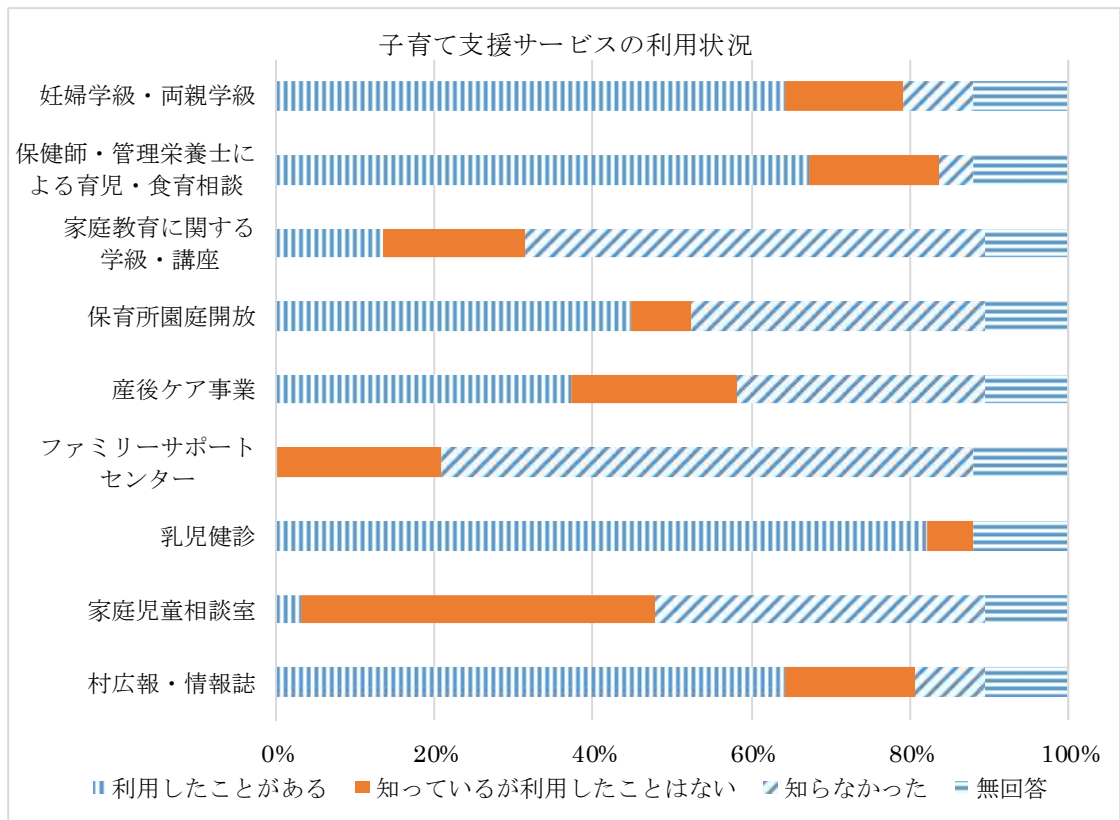


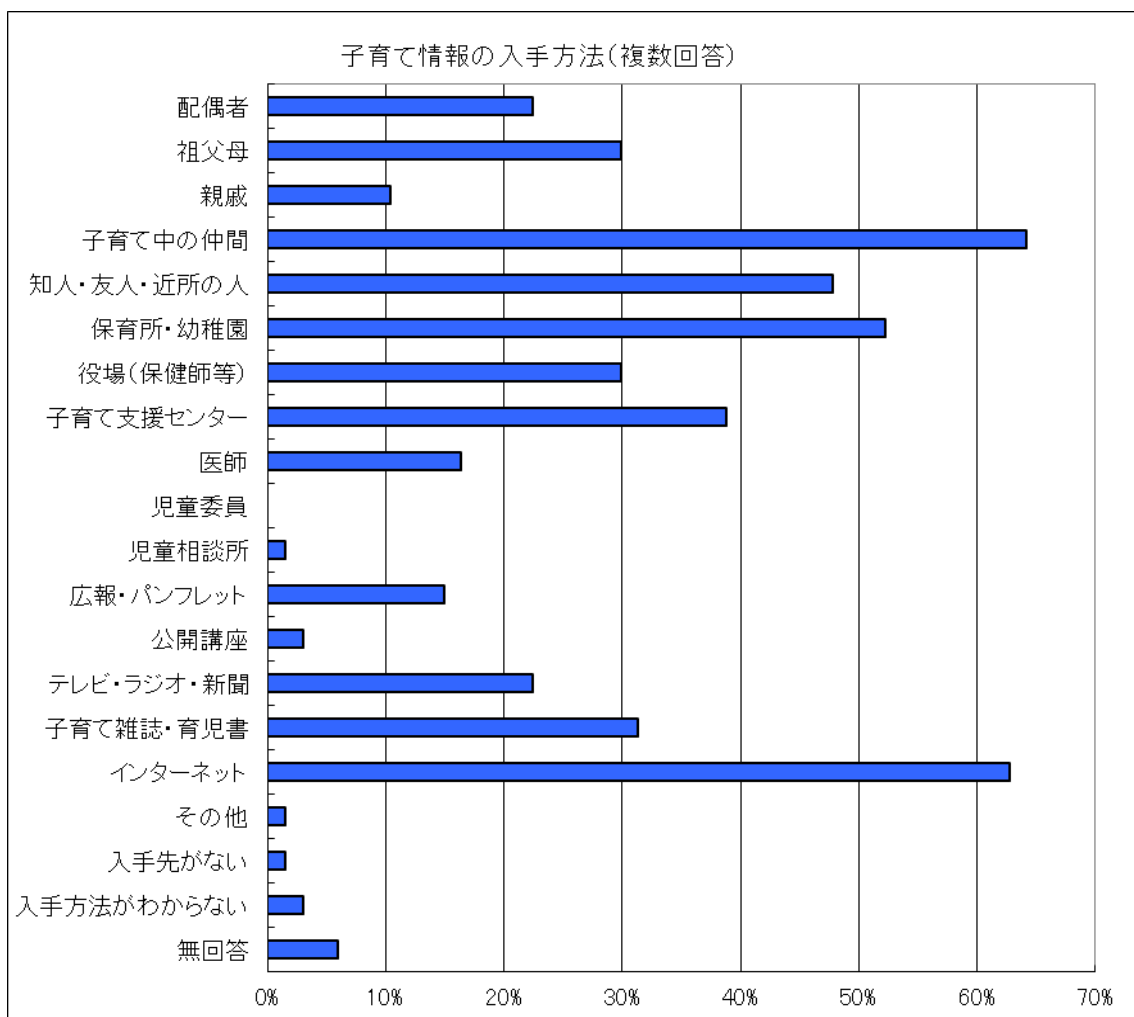


⑤子育て支援サービスの利用状況

今まで利用したことがある子育て支援サービスは乳児健診、保健師・管理栄養士による育児・食育相談、妊婦学級・両親学級、村広報・情報誌の順に多くなっています。また、今後については子どもの年齢に応じたサービスを利用したいという回答が多くなっています。

子育てに役立つ情報は、子育て中の仲間、インターネット、保育所など多くの方法により情報を得ています。

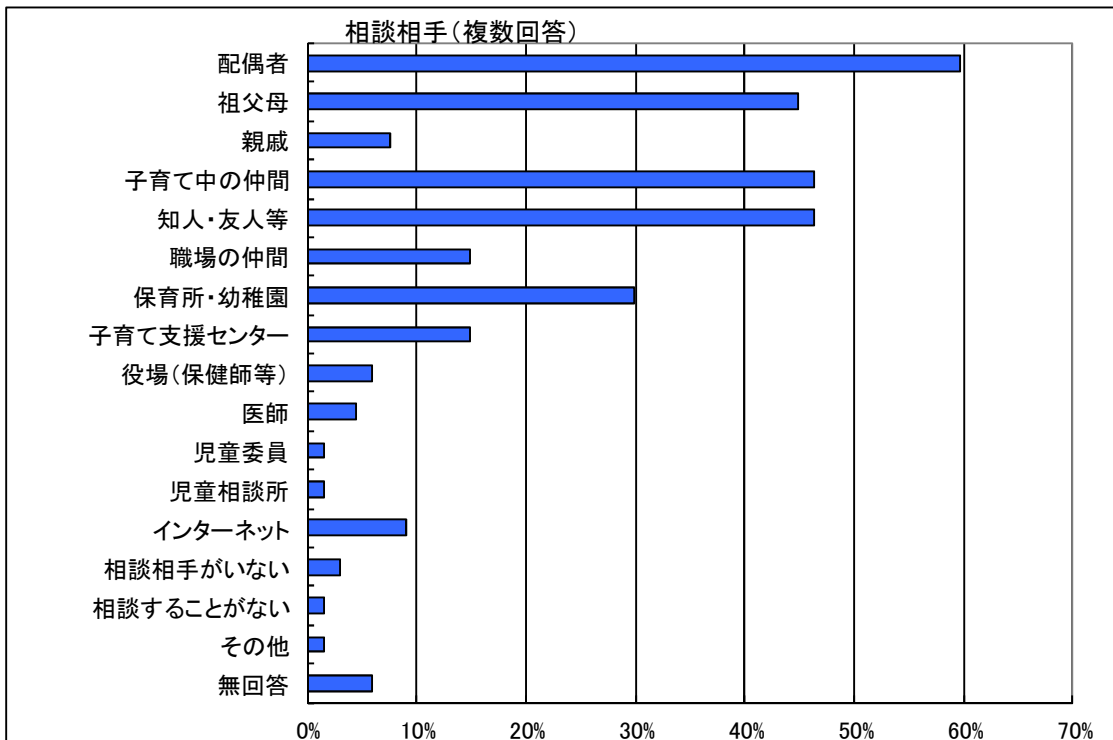
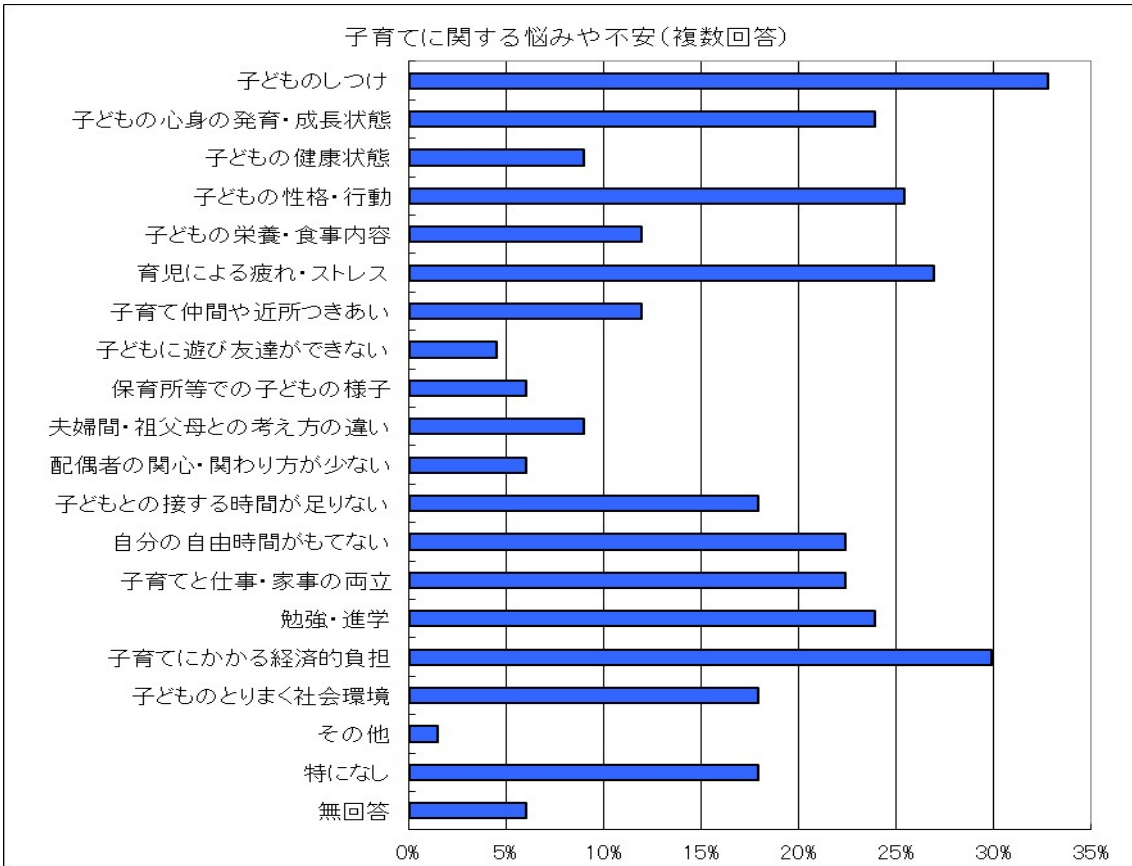


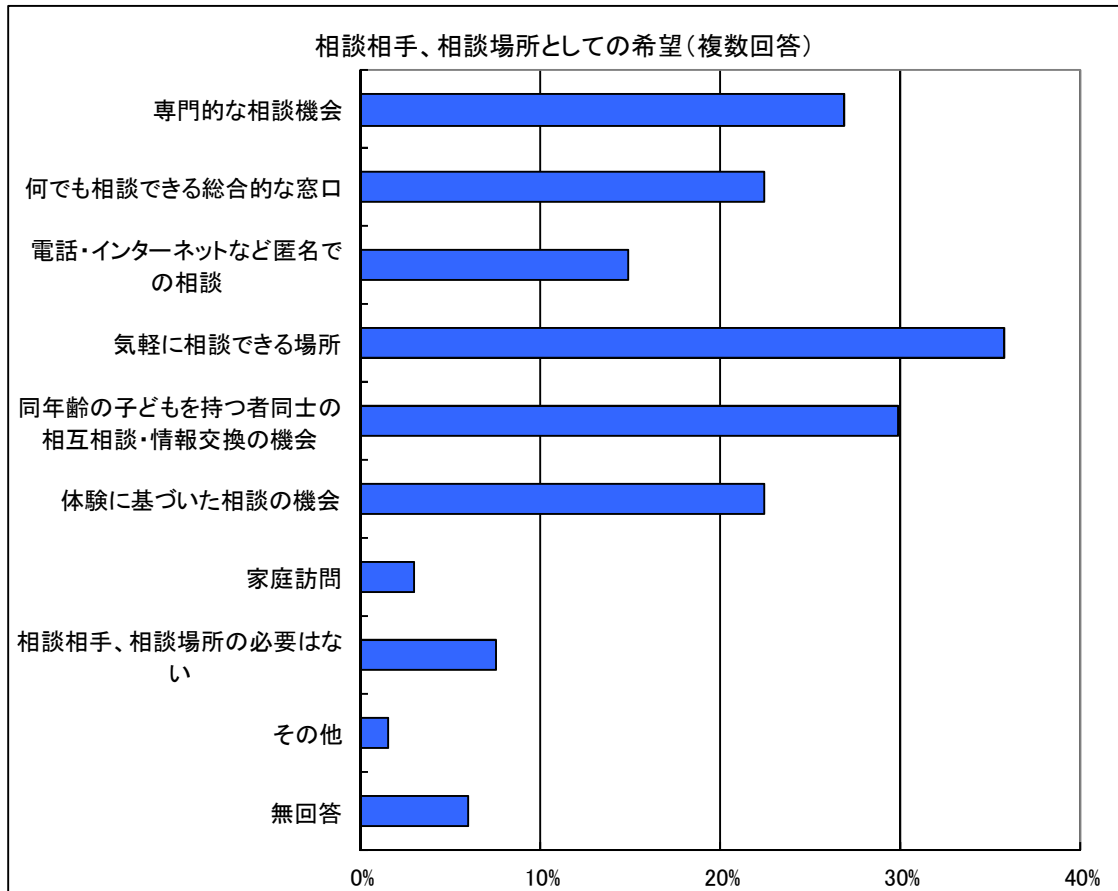


⑥子育てに関する悩み

子育てに関する悩みや不安は子どものしつけ、経済的な負担など多様になっており、相談相手は配偶者、子育て中の仲間、知人・友人、祖父母が多くなっています。一方、相談相手がない人がいるため、相談内容に応じた村外の関係機関を含めた相談相手先の周知が必要であると考えられます。

また、相談場所としての希望は、気軽に相談できる場所、同年齢の子どもを持つ者同士の相互相談等の機会の順に多くなっています。

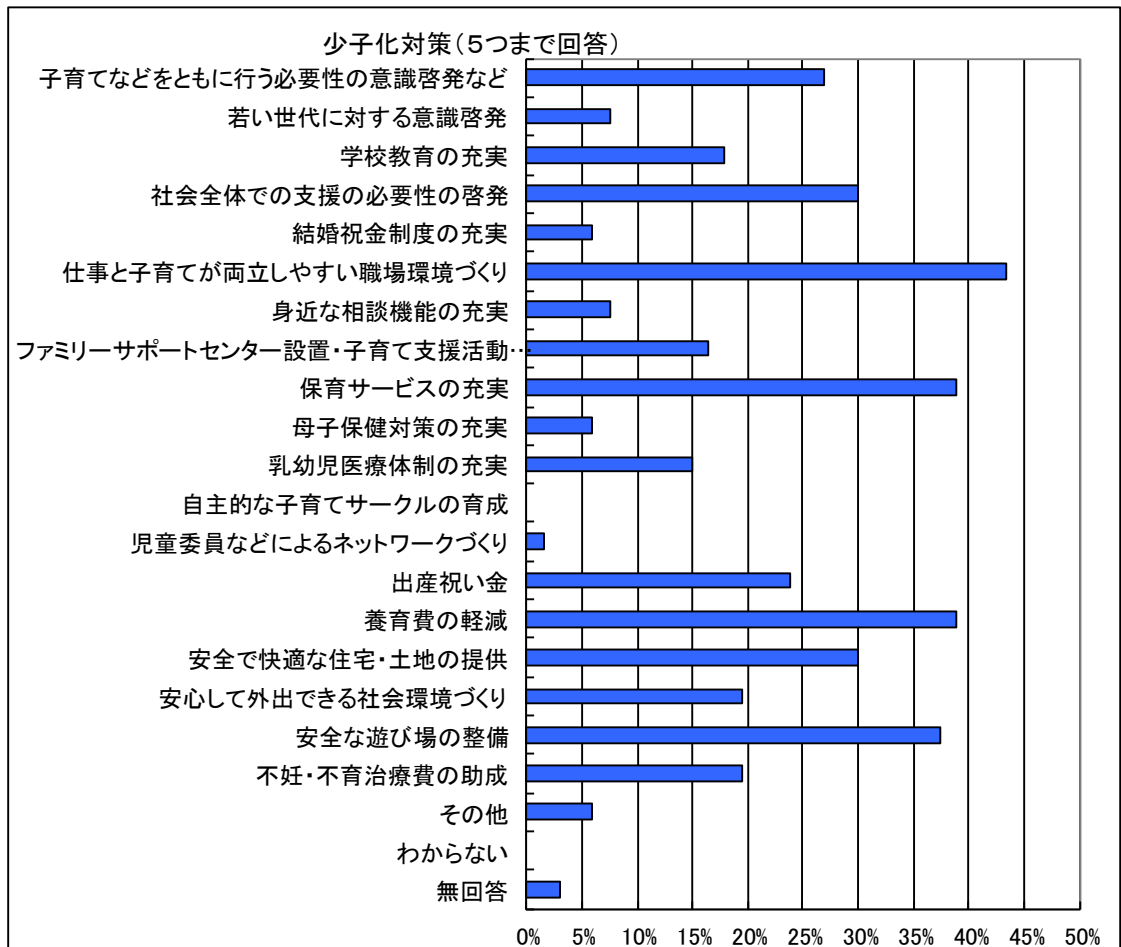
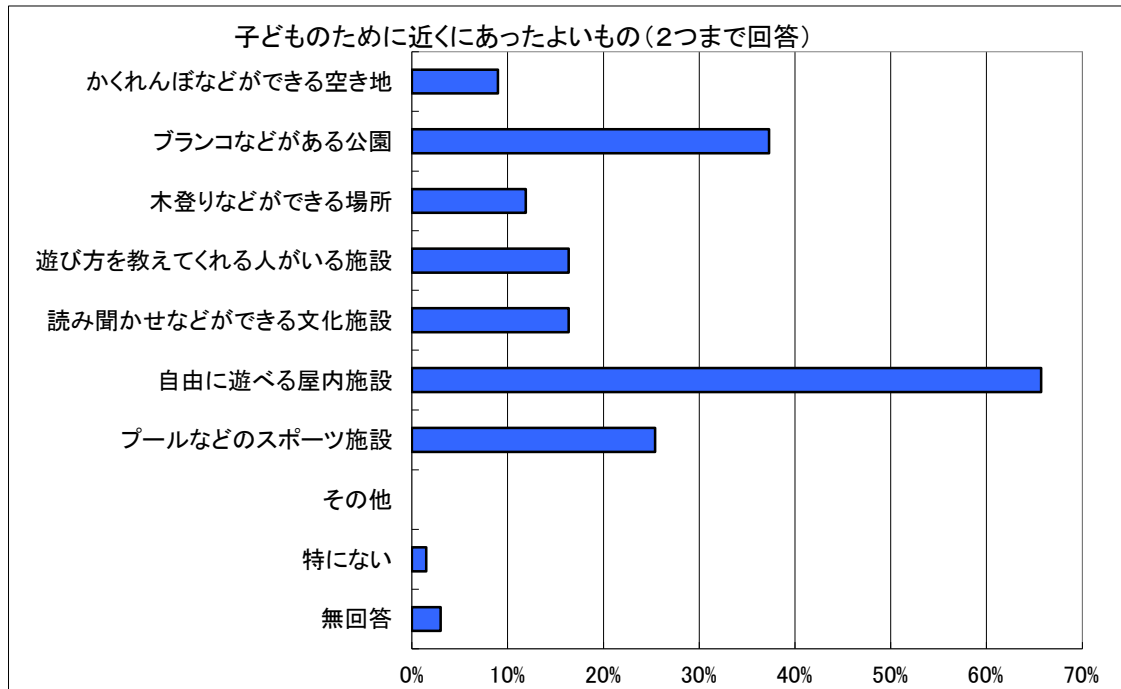




⑦地域の子育て環境や少子化対策

子どものために近くにあった方がよいものは、自由に遊べる屋内施設、ブランコなどがある公園の順に必要であると考えられています。

少子化対策については、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくり、保育サービスの充実、養育費の支援の順に重要であると考えられています。



7 第1期計画の実施状況

①特定教育・保育施設等の提供体制（利用定員）の目標及び実績

【平成27年度】

特定教育・ 保育施設等	目標(人)				実績(人)			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—
認可保育所	—	70	20	—	—	70	20	—
認可外保育所	—	24	6	—	—	24	6	—

※認可保育所：まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

【平成28年度～令和元年度】

特定教育・ 保育施設等	目標(人)				実績(人)			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	10	60	20	—	10	60	20	—
認可保育所	—	—	—	—	—	—	—	—
認可外保育所	—	24	6	—	—	24	6	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

②特定教育・保育施設等の利用見込み及び実績(各年度4月1日)

【平成27年度】

特定教育・ 保育施設等	見込み(人)				実績(人)			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—
認可保育所	—	41	21	1	—	42	21	—
認可外保育所	—	—	—	—	—	6	2	—

※認可保育所：まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

【平成28年度】

特定教育・ 保育施設等	見込み(人)				実績(人)			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	—	—	—	—	—	33	18	—
認可保育所	—	41	20	1	—	—	—	—
認可外保育所	—	—	—	—	—	6	2	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

【平成29年度】

特定教育・ 保育施設等	見込み(人)				実績(人)			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	—	—	—	—	—	39	19	—
認可保育所	—	35	17	1	—	—	—	—
認可外保育所	—	—	—	—	—	8	3	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

【平成30年度】

	見込み(人)				実績(人)			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
特定教育・保育施設等	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園					—	35	18	—
認可保育所	—	35	17	1	—	—	—	—
認可外保育所					—	7	1	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

※上記の実績のほか、他市町村に広域入所（3号認定：2人）

【令和元年度】

	見込み(人)				実績(人)			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
特定教育・保育施設等	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園					1	44	20	—
認可保育所	—	35	16	1	—	—	—	—
認可外保育所					—	5	3	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

③利用者支援事業体制の目標及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標 (実施箇所)	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績 (実施箇所)	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

実施箇所：住民課

④一時預かり事業の実施箇所、提供人数及び利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施 箇所	目標	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供 人数	目標	240 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
	実績	240 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
利用 者数	見込	229 人	226 人	190 人	190 人	183 人
	実績	52 人	56 人	31 人	263 人	

※実施箇所（平成 27 年度）：真狩村地域子育て支援センター

※実施箇所（平成 28 年度以降）：真狩村地域子育て支援センター
認定こども園まっかり保育所

⑤放課後児童健全育成事業の実施箇所、提供人数及び利用者数の見込み及び実績
(毎年度 4 月 1 日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施 箇所	目標	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供 人数	目標	30 人/日	30 人/日	30 人/日	30 人/日	30 人/日
	実績	35 人/日	35 人/日	35 人/日	35 人/日	35 人/日
利用 者数	見込	28 人/日	28 人/日	24 人/日	24 人/日	23 人/日
	実績	33 人/日	37 人/日	40 人/日	31 人/日	31 人/日

実施箇所：真狩村放課後児童クラブ

⑥地域子育て支援拠点事業の実施箇所、利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施箇所	目標	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用者数	見込	173 人回	168 人回	141 人回	141 人回	132 人回
	実績	1,694 人回	1,599 人回	1,525 人回	1,587 人回	

※実施箇所：真狩村地域子育て支援センター

⑦妊婦に対する健康診査の利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	10 人・140 回	10 人・140 回	8 人・112 回	8 人・112 回	8 人・112 回
	実績	14 人・112 回	13 人・97 回	19 人・110 回	15 人・94 回	

⑧乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の利用者数の見込み及び実績

【乳児家庭全戸訪問事業】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	10 人	10 人	8 人	8 人	8 人
	実績	13 人	15 人	11 人	17 人	

【養育支援訪問事業】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	2 人	1 人	

⑨子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	

⑩ファミリー・サポート・センター事業の利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	

⑪時間外（延長）保育事業の利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	実績	0 人	0 人	0 人	0 人	

⑫病児保育事業の利用者数の見込み及び実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	見込	352 人	348 人	291 人	291 人	282 人
	実績	0 人	0 人	0 人	0 人	

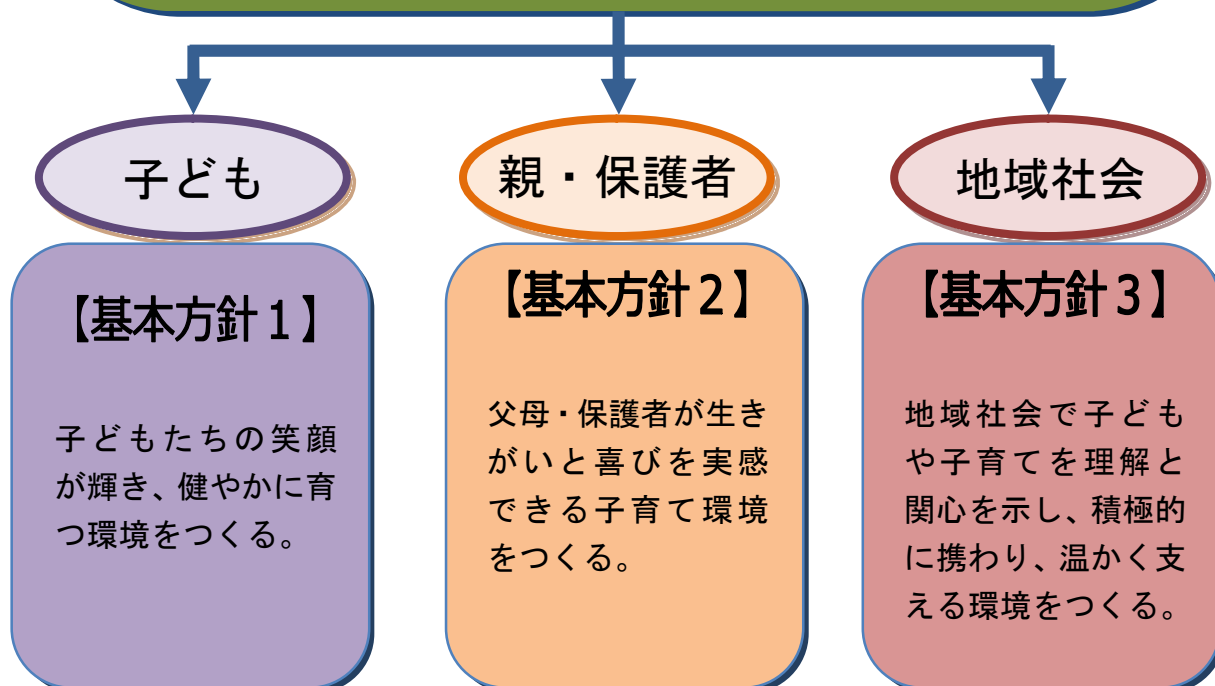
第3章 計画の基本理念及び施策の推進

1 計画の基本理念

子どもの笑顔咲く未来づくり ～ふれあいと子育てのまちづくり～

すべての子どもたちが輝きをもちながら健やかに育ち、父母やその他の保護者が生きがいと喜びを子育てに感じることができる環境を整備し、地域全体で子育てを理解し・携わり・支えていくことが実現できるむらづくりを目指します。

未来の担い手となる子どもたちの笑顔は、すべての世代の笑顔へと咲き広がっていきます。子ども一人ひとりのそれぞれの芽が伸び伸び、すくすくと育ち、やがて大輪の笑顔を咲かすことができるように住民と行政とがしっかりと手を取り合って、子育て家庭を地域全体で支援していきます。



2 計画の基本方針

基本方針 1

子ども

子どもたちの笑顔が輝き、
健やかに育つ環境をつくる。

すべての子どもたちには、未来を創造する強い力が秘められています。そのかけがえのない子どもたちが健やかに育つためには、質の高い教育・保育の提供と安心して成長できる環境づくりが必要です。子どもたち一人ひとりの個性あふれる笑顔は、多くの可能性を秘めており、次世代を担う大きな原動力でもあります。その笑顔の輝きを守り続けることが、真狩村の未来を創ることになります。

【1-1】幼児期教育・保育の充実

少子化・核家族化の進展や共働き世帯の増加、就労形態の多様化により、子育て世帯の環境は大きく変化しています。

特に小学校就学前子どもとその保護者を支援する特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）と特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の充実を図りながら、質の確保と多様化するニーズの受け皿の整備に努めます。

【1-2】地域における子育ての支援

地域のすべての子育て世帯を対象として、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所やその他の場所で一時的に預かる事業や身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点」、昼間家庭に保護者がいない小学校に就学している児童に対して放課後児童健全育成事業などを実施し、家庭と地域の連携を図りながら様々な子育て支援の充実に努めます。

【1-3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

未来を担う子どもたちには、“心豊かで創造性を備えた人間性”が必要です。そのために、子どもたちの潜在能力を引出し、未来を思い描きそれを現実する力を培う教育環境の整備に努めます。

また、地域における子育て支援の様々な取組と連携して、さらに親子が日常的に利用する多様な場において学習機会を提供していくことに努めます。

【1-4】子どもの遊び場・居場所づくり

子どもたちの目線にとらえるとき、子どもの居場所とは人やもの、自然とのかかわりの中で自分らしくいられる場所、自分らしさを生み出せる場所のことです。こうした居場所づくりは、放課後等における子どもたちが地域の人々とのふれあいや異年齢間交流による豊かな生活体験をする機会を提供するものです。子どもの生きる力、創造性豊かな心、共感する心を養い、子どもたちの健全育成を図るために自由遊びの場・居場所づくりを推進します。

基本方針 2

親・保護者

父母・保護者が生きがいと喜びを実感できる子育て環境をつくる。

子どもたちを一番身近で見守り、日々の成長・発達を感じることができるのが父母・保護者です。しかしながら、家庭・世帯構造の変化により出産・育児に関する助言・助力が得難いなど、子育て世帯の不安や負担感、孤立感が広がっているといえます。

子育ての第一義的責任を有する保護者が本来の役割を十分果たせるような環境づくりを目指し、妊娠・出産・育児などに不安を感じることなく、子育てに生きがいと喜びを実感できる支援体制を整えます。

【2-1】妊娠・出産からの切れ目ない支援

子どもの健やかな成長は、妊娠・出産・育児などにおける父母・保護者の不安を取り除き、きめ細かな支援をすることが大切です。

そのためには、妊娠や出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされ、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適切な保健医療サービスの提供などの関連分野との連携に努めます。

【2-2】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働き方改革のもと長時間労働の是正などが大きな課題となっています。長時間労働は、健康だけではなく仕事と生活の両立を困難にしています。

「ワーク・ライフ・バランス」とは、働くすべての人が仕事と育児、介護、趣味、学習、休養などの仕事以外との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

仕事と生活を両立できる働き方を実現するため、労働者、事業主、地域住民の理解と協力のもと、男女がともに支えあいながら子育てができる環境づくりの実現に努めます。

【2-3】経済的な支援の推進

子育てには、教育、保育、医療など様々な費用がかかり、特に若くして子育てをする世帯にはこの費用のことが不安の一つとなっています。このような状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減をはじめとする各種支援を推進します。

基本方針 3

地域社会

地域社会で子どもや子育てを理解と関心を示し、積極的に携わり、温かく支える環境をつくる。

子どもたちの成長過程には、家庭内では培うことができない公共のルール・生活の規律などの社会性を身につける必要があります。これらは学校生活のほか地域社会での人との繋がりによって身につけていくものであり、大人になっても続けていかなければならないものです。地域の中で子育て世帯も子どもと学び、成長する機会を広げ、周りの多くの大人たちが子育てに関心をもち、個々の役割を理解し、地域全体で子育て力・教育力を高める地域社会の実現を目指します。

【3-1】子育てを支援する生活環境の整備

安心して暮らせる生活環境を確保していくため、生活の基礎となる住宅の確保や良好な生活環境の整備が必要となります。

道路、公園、施設等はバリアフリーの考え方を基本とし、雨天でも子どもたちが安心して遊べる屋内型公園施設の整備を検討します。

【3-2】子どもの安全確保

交通事故の未然防止のためには交通環境の整備、交通安全に努める活動を強化しなければなりません。安心、安全を確保するために非常災害発生時等の防災体制の充実、強化を図ります。また、交通事故や犯罪の撲滅を目指し、環境の整備と地域全体での防犯活動に努めます。

【3-3】子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の予防、早期発見、早期対応のため、保健師の活動や医療機関等との連携に努めます。また、専門性を要する児童相談所の介入や技術的助言を行う児童家庭支援センターの積極的活用を図ります。

母子家庭及び父子家庭については、生活支援、就業支援、経済的支援等により総合的な自立支援に努めます。

また、障害等により特別な支援が必要な子どもとその子育て世帯に対し、児童発達支援センターなどによる地域支援、専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して支援の充実に努めます。

3 基本方針における施策の推進

基本方針 1

子どもたちの笑顔が輝き、健やかに育つ環境をつくる。

【1-1】幼児期教育・保育の充実

多様化する子育てのニーズに対応する既存サービスの充実と新たなサービスの拡充を推進します。

《特定教育・保育給付》

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	保育所型 認定こども園	認可保育所が、保育に必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることにより認定こども園としての機能を果たす施設	平成 28 年にまっかり保育所を認定こども園に移行し、保護者等のニーズに対応した運営に努めます。	保育所
継続	保育所	保育を必要とする子どもの受け入れ、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う施設	保護者等のニーズに対応した御保内へき地保育所の運営に努めます。	保育所
継続	土曜保育	多様化する就労形態に対応するため、地域の実情に合わせた保育サービス	地域のニーズに合わせて土曜の保育サービスに努めます。	保育所
継続	一時預かり 事業	家庭内において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業	真狩村地域子育て支援センター及び認定こども園まっかり保育所で小学校就学前の乳幼児を一時的に預かる事業を実施しています。	保育所
継続	乳児保育	0～2歳児までの乳児期と呼ばれる最も心と身体が成長発達をする大切な期間であり乳児の健やかで和やかな人格を形成するための重要な保育 ※1歳到達から実施	乳幼児期は極めて重要な時期であるため、保育所における質の高い保育と教育の機能の充実に努めます。 0歳児保育についてはニーズを検証し、保育士及び保育室等の体制整備を検討します。	保育所

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
—	認定こども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた施設	設置主体の参入を支援します。	住民課
—	幼稚園	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基礎をつくる教育の整備を行う施設	設置主体の参入を支援します。	住民課

《特定地域型保育給付》

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
—	家庭的保育	5人以下の家庭的な保育事業	新たな市町村の認可事業として地域のニーズに応じて計画的に参入を支援します。	住民課
—	小規模保育	6～19人以下の小規模保育事業		
—	居宅訪問型保育	集団保育が困難な児童への訪問型保育事業		
—	事業所内保育	事業所内の保育事業		

【1-2】地域における子育ての支援

未来を担う子どもたちと母子家庭等を含めたすべての子育て家庭の支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

《子育て支援》

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業	子育ての不安感の緩和等を図り、子供の健全やかな育ちの支援に努めます。	保育所 住民課
継続 (再掲)	一時預かり事業	家庭内において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業	真狩村地域子育て支援センター及び認定こども園まっかり保育所で小学校就学前の乳幼児を一時的に預かる事業を実施しています。	保育所 住民課
継続	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図る事業	真狩村放課後児童クラブにより家庭、地域等の連携により、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように努めます。	住民課
継続	子育てサークルへの支援	子育てをする母親たちのサークルに公共施設の使用や絵本、遊具の貸出などを支援、活動費助成などを実施	子育てネットワークづくりのため、サークルの活動の支援に努めます。	住民課 保育所 社協
継続	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業	教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう住民課にて実施しています。	住民課
継続	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、心身の様子及び養育環境の把握、育児に対する相談、助言及び情報提供等を実施する事業	子育てに関する情報の提供等相談に応じ助言その他の支援に努めます。	住民課
継続	養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業	保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡、通告等により個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、不安軽減等に努めます。	住民課

《保健相談・健診・予防接種》

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課	
継続	赤ちゃん相談	成長・発達の確認、母親の健康状態の確認と育児相談、栄養、離乳食などの相談	赤ちゃんの発育、栄養状態、先天的な病気を含めた健康状態を見逃さないために実施します。	住民課	
継続	赤ちゃん健診	成長・発達にかかる問診、医師診察、栄養相談、生歯・口腔衛生相談			
継続	産後ケア事業	助産師が訪問し、産後の心身の観察、授乳、育児等について不安がある母子への専門的な指導を行う事業			お母さんの健康管理や赤ちゃんの発育など身体的、心理的なケアを実施します。
継続	予防接種	B型肝炎・BCG・四種混合・麻疹風疹・ヒブ・小児肺炎球菌・水痘・日本脳炎・二種混合のワクチン接種			子どものワクチン接種により疾患から早期に守られるように実施します。
継続	フッ素塗布	1歳から小学生までを対象にフッ化物塗布			子どもは歯の質が弱く虫歯になりやすいため、効果的な予防として実施します。

《食育の推進》

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	離乳食教室・幼児食教室	栄養士による離乳食・幼児食の進め方についての講話と調理実演及び試食	子どもやその保護者が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう実施します。	住民課
継続	栄養教室・調理実習	保育所や放課後児童クラブにおいて、栄養士が講話を行ったり、子どもとの調理実習を実施		住民課
継続	食育図書の展示	食育に関する図書等の紹介・展示		住民課
継続	学校給食週間	地元の優れた食材に興味関心をもち、生産者に感謝の気持ちをもつことができるよう特別に調理した給食メニューを1週間提供		教育委員会
民間事業	継続	小学生味覚教室	大人の振る舞いとして、身につけておきたいマナー、食事を楽しむためのコミュニケーションを円滑にするための基本の知識の学習に努めます。	(株)マッカリナ
	継続	中学生テーブルマナー教室		(株)マッカリナ

《外部機関による地域における子育ての支援》

区分	事業名	事業の概要	機関名
連携	羊蹄山ろく発達支援センター	羊蹄山ろく7か町村に住む児童で小集団・個別療育の中で社会性や心身・言葉などの発達を促す支援	NPO 法人しりべし地域サポートセンター
連携	母子父子自立支援員	ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、情報提供や求職活動に関する支援など	後志総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援係
連携	児童家庭支援センター	子どもや家庭等の相談について、児童福祉の専門職員等が電話、訪問等による助言、指導等の支援	北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(児童養護施設 天使の園)
連携	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談、技能習得、就業情報提供に至る一貫した就労支援や、地域生活や養育費に関する専門的な相談	北海道母子寡婦福祉連合会
連携	母子家庭等電話相談	母子家庭や寡婦、父子家庭の皆さんの生活や健康上の心配ごと、子供の養育、就職問題などのさまざまな悩みごとの電話による相談	

【1-3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校教育環境等の整備と地域の連携の下に、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	ブックスタート事業	絵本を通じて保護者と赤ちゃんのふれあいを深めることを目的に絵本をプレゼントする	乳児健診などの機会に赤ちゃん絵本を楽しむ機会を作る活動を推進します。	教育委員会
継続	家庭教育支援講座	就学時健康診断の機会等を利用し、家庭教育に関する保護者向けの講座を実施	人の成長や発達の基本となる家庭での役割を果たす教育力の向上を推進します。	教育委員会
継続	スクールサポートセンター事業	学校、家庭、地域が一体となった学校運営をすすめるため、学校と地域のネットワークづくり・地域の支援体制の整備	学校・家庭・地域が一体となった教育を推進し、地域の拠点として学校運営を目指します。	教育委員会
継続	ジュニアリーダー研修	中学生・高校生が他市町村の参加者と交流、地域課題の解決等を通じ、地域活動に主体的に参画する意識の醸成	体験活動等を通じ、子どもたちが生きる力や社会性向上と地域の若者の中心として、広く地域活動を実行できるリーダーを育成します。	教育委員会
継続	子ども英会話教室（放課後子ども教室）	英会話の実践をとおしたコミュニケーション能力を養うため、英会話教室を開催	英語を通じて外国文化に親しむ機会を提供し、国際力を養います。	教育委員会
継続	PTA 連合会活動推進	各単位の PTA において家庭教育等をテーマにした講演会、講座、学習会等を開催	各単位 PTA 会員の教養や資質の向上を図ります。	教育委員会
継続	子どもスポーツ教室（放課後子ども教室）	スポーツを通じて子どもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	スポーツ能力向上のほか、元気で明るい積極的な子どもの育成と礼儀作法やマナーなど社会性の取得に努めます。	教育委員会
継続	スポーツ少年団への支援			教育委員会
継続	スポーツ表彰			教育委員会

【1-4】子どもの遊び場・居場所づくり

子どもが放課後等に学年の違う友達と自由に遊んだり、大人たちと交流し人づきあいについて学びながら社会のルールを学ぶことができる場所づくりを整備します。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	児童公園の充実	児童公園の遊具等の安全点検を実施と老朽化した遊具の計画的な更新	地域の安全な遊び場の確保に努めます。	住民課 保育所
継続	既存施設での児童館機能（居場所）の充実	大人が見守ることができる公共施設を開放し、放課後の子どもたちが気兼ねなく集い、安全で遊ぶことができる児童館機能（居場所）の充実 ・保健福祉センター ・公民館	地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることに努めます。	住民課 教育委員会 社協
新規	子どもの遊び場整備	幼児向けの遊具、高学年向けのアスレチック遊具などの児童公園や広いスペースがある屋内施設を併設することで、日常的に遊びや体験ができる憩いの場の提供	気候が厳しい真狩村で、子ども同士、親子などが通年で集い、遊び・学ぶことができる公園施設を検討します。	住民課

基本方針 2

父母・保護者が生きがいと

喜びを実感できる子育て環境をつくる。

【2-1】妊娠・出産からの切れ目ない支援

妊娠前から産後を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実します。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	一般・特定不妊治療費助成事業	不妊に悩む方の体外受精などにかかる費用の一部を助成	子どもを持つことが困難な方の経済的負担の軽減を図ります。	住民課
継続	不育症治療費助成事業	2回以上の流産などがあり、検査・治療にかかる費用の一部を助成		住民課
継続	妊婦健診	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、安全な出産と健康な赤ちゃんの出生のため、妊婦一般健康診査（14回分）、超音波検査（6回分）の受診票を交付	母子ともに健全な状態で妊娠・分娩できる妊婦管理に努めます。	住民課
継続	妊婦学級・両親学級	妊娠中の健康管理や育児に必要な知識を中心に、妊婦体操や呼吸法の実技、栄養指導、新生児の沐浴の指導など妊娠・出産・育児について学ぶ	安心して出産ができ、産後の育児の不安をなくすための体と心の準備のために実施します。	住民課
継続	歯ッピー健診	妊娠中の健康保持及び適切な口腔を保つよう歯科健診の機会の提供	歯周病などによる早産、低体重児のリスクの軽減を図ります。	住民課
継続 (再掲)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、心身の様子及び養育環境の把握、育児に対する相談、助言及び情報提供等を実施する事業	子育てに関する情報の提供等相談に応じ助言その他の援助に努めます。	住民課
継続 (再掲)	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業	保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減に努めます。	住民課
継続 (再掲)	赤ちゃん相談	成長・発達の確認、母親の健康状態の確認と育児相談、栄養、離乳食などの相談	赤ちゃんの発育、栄養状態、先天的な病気を含めた健康状態を見逃さないために実施します。	住民課
継続 (再掲)	赤ちゃん健診	成長・発達にかかる問診、医師診察、栄養相談、生歯・口腔衛生相談		住民課

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続 (再掲)	産後ケア事業	助産師が訪問し、産後の心身の観察、授乳、育児などについて不安がある母子への専門的な指導を行う事業	お母さんの健康管理や赤ちゃんの発育など身体的、心理的なケアを実施します。	住民課
継続 (再掲)	離乳食教室・幼児食教室	栄養士による離乳食・幼児食のすすめ方についての講話と調理実演及び試食	子どもやその保護者が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう実施します。	住民課
継続 (再掲)	予防接種	B型肝炎・BCG・四種混合・麻しん風疹・ヒブ・小児肺炎球菌・水痘・日本脳炎・二種混合のワクチン接種	子どものワクチン接種により疾患から早期に守られるように実施します。	住民課
継続 (再掲)	フッ素塗布	1歳から小学生までを対象にフッ素塗布	子どもは歯の質が弱く虫歯になりやすいため、効果的な予防として実施します。	住民課

【2-2】仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働く男女や企業が積極的に子育てに取り組んでいけるように、働き方の見直しや企業における子育て支援など仕事と子育ての両立支援に努めます。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	企業への広報活動	仕事と生活の調和の実現が社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であるため、広報活動を通じた気運の醸成	啓発チラシや各種セミナー、育児に関する制度的枠組み促進・支援策の周知に積極的に取り組みます。	住民課 総務企画課
継続	企業への人材育成・スキルアップ支援	主体性、自立性をもった人間としての一般的能力の向上をはかることに重点をおき、企業の業績向上と従業員の個人的能力の発揮との統合を支援	長期的視野に立って現実に企業に貢献できる人材を育成することに取り組めます。	住民課 総務企画課
継続	労働者の心の健康保持・メンタルヘルス対策推進	労働者の心の健康の保持増進のため、事業者が適切かつ有効に実施すべきメンタルヘルスケア対策	メンタルヘルス対策については、職域のみでの取り組みだけではなく、家族を含む地域で一体的な推進を図ります。	住民課 総務企画課

【2-3】経済的な支援の推進

各種経済的支援制度について、情報提供を実施するほか適正な貸付及び給付の推進をします。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	乳幼児等医療助成	中学校3年生までの児童生徒にかかる入院・通院医療費の自己負担分の全額助成	疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進に努めます。	住民課
継続	重度心身障害者の医療の助成	重度心身障害者に医療費の一部を助成	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童保健の向上に資するとともに福祉の増進に努めます。	住民課
継続	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成		
継続	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合（妊娠12週以上の死産・流産を含む。）、世帯主の方に「出産育児一時金」を支給	出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減に努めます。	住民課
継続	未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を助成	未熟児の健康管理と健全な育成に努めます。	住民課
継続	子育て世帯の利用者負担額（保育料）の減免	令和元年10月から3歳児以上の村立保育所に入所するすべての子ども及び3歳児未満の住民税非課税世帯の保育料が無償になっています。また、3歳児未満の保育料については、国の基準を超えて無償または減額を引き続き実施	子育て世帯への支援と経済的な負担軽減及び定住・移住促進を図るため実施いたします。	住民課 保育所
継続	保育所給食費の無償	村立保育所に入所する3歳児以上の子どもの給食費を国の基準を超えて全世界帯無償		住民課 保育所
新規	子育てのための施設等利用給付	教育・保育給付認定を受けている子どもが認可外保育施設などを利用するときの利用料を国の基準額まで無償	子育て世帯への支援と経済的な負担軽減を図るため実施いたします。	住民課
継続	児童手当	家庭における生活の安定に寄与するため、中学校3年までの子どもを養育している人に所得に応じて手当を支給	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に基づき支給します。	住民課
継続	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童生徒を育成される家庭（ひとり親家庭等）について、子どもを養育している人に所得に応じて手当を支給	児童の福祉の増進のために児童扶養手当法に基づき支給します。	住民課

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	特別児童扶養手当	精神や身体に1級または2級の障害のある20歳未満の子どもを家庭で監督、保護している父母などの養育者の所得に応じて手当を支給	精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進のために、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき支給します。	住民課
継続	障害者(児)施設通所交通費助成	身体・知的・精神障害者(児)等が施設等への通所に要する交通費の助成	経済的負担を軽減し、もって障害者等の社会参加の促進を図ることに努めます。	住民課
継続	特別支援教育就学奨励費(ことばの教室)	通常の学級に在学している児童が言語障害通級指導学級(通称:ことばの教室)に通級する交通費を助成	ことばの訓練や指導により児童が持っている能力を十分に発揮できるよう支援に努めます。	教育委員会
継続	母子家庭等自立給付金	母子・父子家庭の親が、職業に必要な能力を高めるために講座を受講したり、資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給	母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため北海道との連携に努めます。	住民課
継続	母子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときの貸付	母子家庭の母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、扶養児童の福祉の増進のため北海道との連携に努めます。	住民課
継続	要保護・準要保護児童支援	小・中学校の児童生徒で経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対する援助	就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に努めます。	教育委員会
継続	通学支援事業	村内の自宅から他市町村の高等学校に通学にかかる費用の一部を助成	子育て世帯への支援と経済的な負担軽減を図るため実施いたします。	教育委員会

基本方針 3

地域社会で子どもや子育てを理解と関心を示し、積極的に携わり、温かく支える環境をつくる。

【3-1】子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てる環境づくりには、安全面に考慮した住宅や道路・建築物等、地域に住む全ての人が快適に暮らせる生活環境の整備に努めます。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	結婚新生活支援事業	夫婦ともに34歳以下で婚姻し、一定の所得以下の世帯における引っ越しなどの新生活を送るためにかかる費用の一部を助成	新生活に対する経済的支援を行うことにより、今後の子育てにかかる負担の軽減を図ります。	総務企画課
継続	公営住宅建設事業	子育てしやすい住宅・住環境の整備と子育て世帯への公営住宅等に関する情報の提供	子育て世帯に対して住まいの質を高めることにより暮らしやすく、豊かな住生活の実現に努めます。	建設課
継続	移住・定住促進住宅	小学生以下の子どもがいる世帯などを対象とし、村外から移住を希望する世帯向けの住宅を提供		総務企画課
継続	宅地分譲地の造成	親との近居や3世代同居など、子育て世帯が希望する宅地・住環境を提供し、移住促進や住宅建設を支援		総務企画課
継続	安心安全なまちづくり	建築物をはじめ、道路・公園・村内の公共的施設における段差解消などのバリアフリー化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	親子で安心して外出できるまちづくりを検討します。	総務企画課 建設課

【3-2】子どもの安全確保

学校や地域において子供の安全確保のための取組が行われるよう、警察庁など関係省庁と連携を図りながら、安全確保に関する様々な施策を推進します

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	安全な道路環境の整備の促進	幅が広く段差のない歩道やバリアフリー対応型信号機等の整備や通学路等の街路灯整備	妊婦、子ども、子ども連れやベビーカーでの歩行にも安全で安心できる道路環境の確保に努めます。	建設課 総務企画課
継続	除排雪事業	住民生活、社会活動を維持するため、車道の除排雪とともに通学路などの歩道の除雪	冬期間の通学路等の子どもたちの安全の確保に努めます。	建設課

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	学童用ヘルメット配布	自転車による交通事故被害の軽減を図るため小学校1年生にヘルメットを配布	子どものかけがえない命を社会全体で交通事故から守ります。	総務企画課
継続	スクールガード事業	入学式の時期などに真狩小学校前などで通学時の見守りや交通安全の啓発を実施		教育委員会
継続	こどもを守る110番の店	子どもが不審者から声をかけられたりした場合に店などで一時的に保護	警察などの関係機関に通報し、地域で子どもを不審者などから守ります。	教育委員会

【3-3】子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童に対する総合的支援に向け、教育・福祉・医療・保健等の関係機関の協力体制の構築、保護者の育児不安に対する相談体制の整備を図ります。

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・村内の関係機関との連携を図り“真狩おや？おや？安心サポートシステム”体制と要保護児童対策協議会の強化・相談体制の充実 ・児童相談所の専門性や権限を最大限利用し、適切な援助を受ける ・妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見・早期対応 	児童虐待に対する発生防止、早期発見・早期対応のために村内の関係機関とのネットワーク体制を確立します。	住民課 保育所
継続	社会的養護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の連携により、子育て短期支援事業の充実 ・地域の関係機関の理解と協力を得ながら里親の開拓や里親支援につながる広報・広聴の展開 ・母子生活支援施設等の積極的な活用、支援機能の充実など広域利用の推進 	技術的助言等を行う専門機関の活用や地域の子ども・子育ての支援のため社会的養護の地域資源の充実に努める。	住民課 保育所

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭が子育てをしながらより良い条件で就業し、経済的に自立出来るよう自立の支援 父子家庭が子育てを行う日常生活面での支援が重要であることと不安定化する雇用の就業の支援策 	母子家庭等の生活の安定と安心して暮らせる生活環境づくりを目指します。	住民課 教育委員会
	ひとり親家庭等の医療費の助成 (再掲)	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童保健の向上に資するとともに福祉の増進に努めます。	住民課
	児童扶養手当 (再掲)	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）	児童の福祉の増進のために児童扶養手当法に基づき支給します。	
	母子家庭等自立給付金 (再掲)	母子・父子家庭の親が、職業に必要な能力を高めるために講座を受講したり、資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給	母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため北海道との連携に努めます。	
	母子・寡婦福祉資金貸付金 (再掲)	母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、貸付けを受けられる資金	母子家庭の母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、扶養児童の福祉を増進のため北海道との連携に努めます。	
	要保護・準要保護児童支援 (再掲)	小・中学校の児童・生徒で経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対する援助	就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に努めます。	

区分	事業名	事業の概要	今後の方針	担当課
継続	障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及び乳幼児に対する健康診査・学校における健康診断等による障害による疾病の早期発見、治療の推進 ・身近な地域で安心して生活ができるよう自立支援医療（育成医療）の給付、専門的な医療や療育の提供 ・早期からの教育相談や就学相談により本人や保護者に十分な情報提供と関係者を含めた共通の理解を深める 	村、教育委員会、学校等が教育上必要な支援等について合意形成を図るとともに障害児等の特別支援が必要な子どもの受け入れを推進する。	住民課 教育委員会
	特別児童扶養手当 (再掲)	精神や身体に1級または2級の障害のある20歳未満の子どもを家庭で監督、保護している父母などの養育者の所得に応じて手当を支給	精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進のために、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき支給します。	住民課
	障害者（児）施設通所交通費助成(再掲)	身体・知的・精神障害者（児）等が施設等への通所に要する交通費を助成する	経済的負担を軽減し、もって障害者等の社会参加の促進を図ることに努めます。	住民課
	特別支援教育就学奨励費 (ことばの教室) (再掲)	通常の学級に在学している児童が言語障害通級指導学級（通称：ことばの教室）に通級する交通費を助成	ことばの訓練や指導により児童が持っている能力を十分に発揮できるよう支援に努めます。	教育委員会

第4章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 提供区域の設定の趣旨

子ども・子育て支援法により、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、提供区域を設定することが規定されています。

(2) 提供区域の設定

身近な地域で希望するサービスを利用しやすい提供体制の確保のため、真狩村全域を教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域と設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の考え方

教育・保育の見込み量については、アンケート結果及び児童の推計人口を勘案して算出していますが、事業によっては現況と乖離する見込み量となる場合があるため、計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向と現況に近い見込み量に調整し算出しています。

確保方策については、事業の見込み量に応じた提供体制の確保に努めます。

(4) 児童の推計人口

年齢別	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	0歳	17	15	13	13	12	12
1歳	13	16	15	14	13	12	
2歳	21	12	15	16	14	14	
3歳	14	20	12	16	15	15	
4歳	20	13	19	13	16	15	
5歳	19	18	12	17	12	16	
小計	104	94	86	89	82	84	
6歳(小1)	14	17	17	12	16	12	
7歳(小2)	16	12	16	16	12	15	
8歳(小3)	13	14	12	15	16	12	
9歳(小4)	19	11	14	11	15	15	
10歳(小5)	21	16	12	14	12	15	
11歳(小6)	21	18	16	12	15	13	
小計	104	88	87	80	86	82	
12歳	11	19	18	15	13	15	
13歳	16	10	19	17	16	14	
14歳	18	14	11	18	18	17	
15歳	20	18	15	13	17	16	
16歳	18	20	18	16	14	16	
17歳	17	18	20	180	16	14	
小計	100	99	101	97	94	92	
総合計	308人	281人	274人	266人	262人	258人	

(※国勢調査のコーホート変化率及び村独自推計により算出)

コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

ただし、各階層年齢人口を変化率で算出するため、本村のように人口が少ない場合年度推移で年齢人口の比較には差異が生じます。

2 量の見込みと確保方策

(1) 特定教育・保育施設等

認定区分（1号認定：3～5歳児で保育の必要性がない子ども、2号認定：3～5歳児で保育の必要性がある子ども、3号認定：0～2歳児で保育の必要性がある子ども）に応じた年度ごとの量の見込みと確保方策及び3号認定における保育利用率（年度ごとの0～2歳児推計人口／3号認定利用定員）は以下のとおりです。

【令和元年度】

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
① 実績(平成31年4月1日)		1人	50人	22人	—
② 確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	24人	6人	—
過不足(②-①)		—	—	—	—

【令和2年度】

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
① 量の見込み		4人	46人	22人	—
② 確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	24人	6人	—
過不足(②-①)		—	—	—	—

【令和3年度】

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
① 量の見込み		2人	38人	20人	—
② 確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	24人	6人	—
過不足(②-①)		—	—	—	—

【令和4年度】

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
① 量の見込み		2人	41人	19人	—
② 確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	24人	6人	—
過不足 (②-①)		—	—	—	—

【令和5年度】

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
① 量の見込み		2人	38人	18人	—
② 確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	24人	6人	—
過不足 (②-①)		—	—	—	—

【令和6年度】

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
① 量の見込み		2人	41人	17人	—
② 確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	24人	6人	—
過不足 (②-①)		—	—	—	—

3号認定における保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計人口	43人	43人	43人	39人	38人
3号認定利用定員	26人	26人	26人	26人	26人
保育利用率	60.5%	60.5%	60.5%	66.7%	68.4%

【特定教育・保育施設等の方向性】

《 3歳児以上（1号認定・2号認定） 》

本村において就学前の子どもに対し、施設型給付及び地域型保育給付を実施する施設は「認定こども園まっかり保育所」及び「御保内へき地保育所」です。保護者には3歳以上の幼児教育を強く希望する（1号認定）ニーズはありませんでしたが、平成28年度よりまっかり保育所は、保育の必要性に欠ける子どもを受け入れるため、幼稚園機能を備える「保育所型認定こども園」に移行しています。

《 1・2歳児（3号認定） 》

配偶者の就業率の上昇等により1・2歳児の保育のニーズは増加し、対応は急務となっています。近年、保育士の確保が困難になってきていますができる限りの受け入れ体制を整え子育て支援に努めていきます。

《 0歳児（3号認定） 》

0歳児保育については、新たな設備や保育士の確保などの課題が多いため、今後の継続検討とします。

《 保育所の統合について 》

御保内へき地保育所は、交通条件等に恵まれない地域における農繁期等の時期に保育を必要とする児童の福祉の増進を図るため、昭和40年に開設しています。

4月から11月まで開所していますが、近年、保護者の就労状況の変化により冬期間も保育の必要性があるため、12月から認定こども園まっかり保育所を利用する子どもが増加しています。また、交通条件の変化により開設当時と比較すると認定こども園まっかり保育所への通所の負担は軽減されています。

このような状況における保護者及び子ども・子育て会議の意見を聞きながら統合について検討していきます。

(2)利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【利用者支援事業の方向性】

平成28年度より住民課にて実施していますが、専門職員の配置は困難であるため保健師等が行っています。

利用者のニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、相談、支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施するとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行いながら地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

(3)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
真狩村地域子育て支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
認定こども園まっかり保育所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	207人	189人	196人	180人	185人
② 確保方策	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
真狩村地域子育て支援センター	240人	240人	240人	240人	240人
認定こども園まっかり保育所	960人	960人	960人	960人	960人
過不足 (②-①)	—	—	—	—	—

※認定こども園まっかり保育所では定員を超えない範囲で一時預かり事業を実施
 (支援センター: 1人/日 + 保育所: 4人/日) × 20日 × 12月 = 1,200人

【一時預かり事業の方向性】

真狩村地域子育て支援センター（ゆうゆう）及び認定こども園まっかり保育所で実施しています。保育士等の確保は困難ですが、真狩村地域子育て支援センターの利用時間については1時間早めて午前9時からとし、保護者の利便性の向上に努めています。

(4)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	30人	33人	30人	31人	28人
1年生	12人	12人	8人	11人	8人
2年生	7人	10人	10人	7人	9人
3年生	7人	6人	8人	8人	6人
4年生	2人	3人	2人	3人	3人
5年生	1人	1人	1人	1人	1人
6年生	1人	1人	1人	1人	1人
② 確保方策	35人	35人	35人	35人	35人
真狩村放課後児童クラブ	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
過不足（②－①）	—	—	—	—	—

※利用者推計総数は、平成28年度から平成30年度までの利用率をもとに各年度の対象児童数から算出

【放課後児童健全育成事業の方向性】

1年生から4年生までを1支援単位として真狩村放課後児童クラブ（おひさまクラブ）を開設しています。全学年を1支援単位とすると、低学年と高学年の体格差や活動範囲・運動能力の違いや遊びの嗜好など大きく開きがあり、お互いの安全性などに問題が生じる恐れがあります。

保健福祉センターの児童館機能を利用し、放課後等に児童が自由に利用できる“遊び場・居場所”として開放していますが、少年団活動等を行ってなく、保護者が昼間家庭にいない5年生以上のニーズがあるため、安全で楽しい空間、場所の確保により受け入れを検討します。

(5)地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等の支援を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,338人回	1,290人回	1,308人回	1,194人回	1,188人回
② 確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の方向性】

子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点として、真狩村地域子育て支援センター（ゆうゆう）を設置しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

また、子育てサークルとボランティアの育成のための企画・事業を開催するとともに、地域の保育資源の情報提供及び連携・協力体制の構築に努めていきます。

(6)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	15人 210回	13人 182回	13人 182回	12人 168回	12人 168回
② 確保方策	実施場所：道内の契約医療機関・助産所 検査項目：問診・診察・体重・血圧測定、尿検査・血液型・貧血・血糖・C型肝炎、B型肝炎・梅毒・風疹・HIV抗体・HTLV-I抗体・トキソプラズマ・子宮頸がん検査・性器クラミジア・細菌性膣症・ノンストレス検査・超音波検査				

【妊婦に対する健康診査の方向性】

妊婦の健康状態やお腹の赤ちゃんの発育などを身体測定や血液・血圧・尿などの妊婦健診を受けることで、病気などの早期発見、早期治療に努めます。

妊婦健診の回数は妊婦の身体状況、胎児の発育状況によって異なりますが、妊娠期間中に概ね14回実施します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境などの把握を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	15人	13人	13人	12人	12人
② 確保方策	実施期間：真狩村役場住民課 保健師2名				

【乳児家庭全戸訪問事業の方向性】

育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか子育て支援に関する情報提供等と親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。また、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、関係者によるケース会議等を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供に努めます。

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより適切な養育の確保を実施する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
② 確保方策	実施期間：真狩村役場住民課 保健師2名				

【養育支援訪問事業の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等により、特に養育支援を必要とする若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠など、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、虐待の恐れやそのリスクを抱えると認められる家庭については専門的な支援を実施します。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所し、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）により必要な保護を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
② 確保方策	—	—	—	—	—

【子育て短期支援事業の方向性】

子育て短期支援事業については、潜在的なニーズがあると思われます。

村内に児童養護施設等がなく誘致等も困難であるため、近隣町村にある適切な養育・保護ができる施設等との委託により、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることに努めていきます。

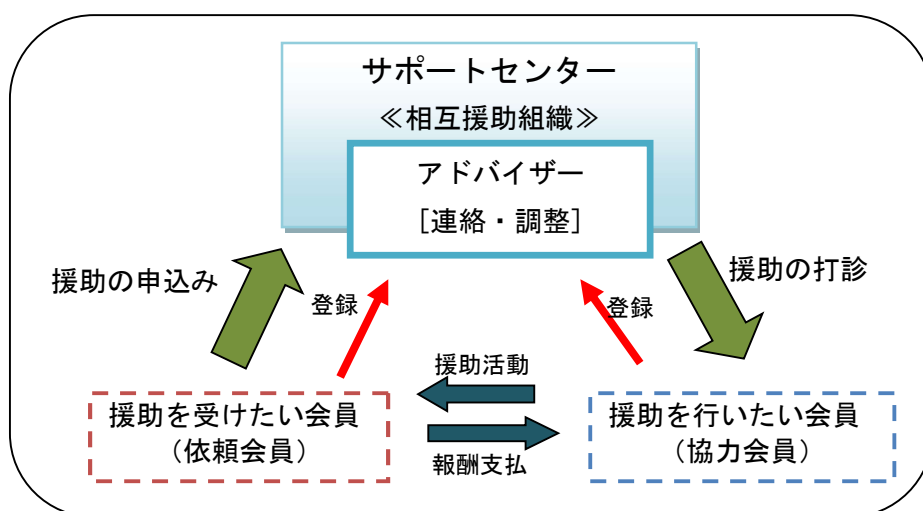
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	252 人日	252 人日	252 人日	252 人日	252 人日
② 確保方策	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	▲252 人日	▲252 人日	▲252 人日	▲252 人日	▲252 人日

【子育て援助活動支援事業の方向性】

子どもが病気になったときなどに利用する保護者の潜在的なニーズがあります。地域の中で子育てを支援していくネットワークの構築、相互協力と信頼関係に基づく事業の取り組みが必要となっているといえます。今後、事業の委託などを含めて体制の整備を図ることに努めます。



(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定（2号認定・3号認定）を受けている子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育所で保育を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		2人	2人	2人	2人	2人
② 確保方策	実人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
過不足（②—①）		▲2人	▲2人	▲2人	▲2人	▲2人

【延長保育事業（時間外保育事業）の方向性】

認定こども園まっかり保育所では、平成28年度より保育標準時間（11時間）となる午前7時30分から午後6時30分まで保育を実施しています。延長保育については保護者のニーズを十分に検討しながら、開所時間の延長について保育士の確保を含めた体制整備を図ることに努めます。

(12) 病児保育事業

病気及び病気の回復期にあたるため集団保育の困難な児童を一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

《国の開設基準》

類型	対象	開設要件
病児対応型	病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、当面の症状の急変が認められない場合	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、保健師又は助産師を10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置 病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設
病後児対応型	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、保健師又は助産師を10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置 病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設
体調不良児対応型	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童で、緊急的な対応を必要とする児童	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、保健師又は助産師を1名以上配置 体調不良児の人数は看護師等1名に対し2名程度
非施設型(訪問型)	回復期に至らない場合、または回復期でありかつ集団保育が困難な期間	<ul style="list-style-type: none"> 当該児童の自宅において一時的に保育 預かりは一定の研修を修了した看護師等、保育士家庭的保育者1名に対して1名程度

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		144人	144人	144人	144人	144人
② 確保方策	病児・病後児対応型	—	—	—	—	—
	体調不良児対応型	—	—	—	—	—
	非施設型(訪問型)	—	—	—	—	—
過不足 (②—①)		▲144人	▲144人	▲144人	▲144人	▲144人

【病児保育事業の方向性】

就労する保護者にとって病児保育事業のニーズ量は高いものになっています。しかし、本村の保育施設において設備基準等の要件を満たす病児・病後児保育を開設することはコストや人材確保からも困難であります。

近隣町村や医療機関と協議を進め、広域的な対策を検討する必要があります。

3 教育・保育事業の推進

(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の連携

本村における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、事業間での課題や情報の共有を図りながら子育て支援の最適化に努めます。

(2)幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より認定こども園などを利用する3歳児以上のすべての子ども及び住民税非課税世帯の3歳児未満の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化が実施されています。

本村の施策として、村内の保育所を利用する3歳児未満の保育料については国で定める基準額から減免、3歳児以上の給食費については国で定める基準を超えてすべての子どもを無償とし、子育て世帯における経済的負担の軽減を図っています。

また、子育てのための施設等利用給付が新設され、認可外保育所等を利用する子どもの保育料等については月額の上限額の範囲内まで無償となっています。

さらに、3歳児から5歳児までの障害のある子どもが利用する児童発達支援などの利用者負担も全額無償となっています。

(3)放課後対策の推進

放課後児童クラブについては、村内2小学校の1年生から4年生までを1支援単位として開設し、定員は35人となっています。今後については、6年生までの利用を検討しています。

また、学習、体験活動などを行う放課後子ども教室については、子ども英会話教室などはこの趣旨に基づき実施していますが、放課後児童クラブの所管である住民課と放課後子ども教室の所管である教育委員会が連携し、保護者や地域住民の参画を得ながら子どもの放課後の活動の場の提供に努めます。

(4)保育士の確保及び保育の質の向上

保育ニーズの増加等により本村においても保育士の確保が困難になってきています。国が実施している子育て安心プラン等の活用により潜在保育士の就労等の支援に努めます。また、保育所等が実施する保育の質の維持・向上のための研修の支援に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の特定教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを策定しました。

次代を担う子ども自身から高齢者まで、全世代で子育て支援を担う参加意識の高揚を図るとともに、関係機関が一体となり子育て支援を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「真狩村子ども・子育て会議」や関係機関において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について評価していきます。

また、計画に定める量の見込みなどが大幅に変動する場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

資料編 アンケート調査結果